

令和4年

三重県議会定例会会議録

(6 月 14 日)
(第 16 号)

令和4年

三重県議会定例会会議録

第16号

○令和4年6月14日（火曜日）

議事日程（第16号）

令和4年6月14日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也

12	番	藤	根	正	典
13	番	小	島	智	子
14	番	野	村	保	夫
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央

40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西 功 夏
書 記 (議事課主任)	長谷川 智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫

医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長兼次長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美

人事委員会委員長	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員長	中 西 正 洋
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。4番 平畑 武議員。

〔4番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○4番（平畑 武） 改めまして、おはようございます。議席番号4番、新政みえ会派、鈴鹿市選挙区選出の平畑武でございます。

今日は、真面目に質問させていただきます。

まず、質問に先立ちまして、ロシアによるウクライナ侵攻について一言申し上げます。

この一方的で理不尽な暴挙は到底容認できないもので、怒りと憤りしかありません。ウクライナの惨劇を見るに堪えかね、一日でも早く戦争が終結し、ロシア軍が撤退することを願っておりますし、ウクライナに平和な日々が戻ることを願ってやみません。

三重県を見ますと、新型コロナが昨日、ようやく2桁になってまいりました。いい兆候が出ているなと思いますが、油断をせずにこれから進んでいきたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

今回で県議会議員になって4回目、今期の最後の質問になります。また、一見知事の下では初めての質問でございますので、先ほども言いましたように、真面目に質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、脱炭素社会実現についてお尋ねいたします。

県域における温室効果ガスの削減状況について、1850年くらいまでは、人や動物が呼吸等で大気に排出したCO₂を植物が光合成によって取り込んで、地球上で循環していたものです。これを崩したのが産業革命以降でございます。化石燃料を大幅に使い始めたことがバランスを崩し、大気中のCO₂が増えて、現在では367億トンにまで拡大しております。

このCO₂をはじめとする温室効果ガスが増加することによって地球の気温が上昇し、暑い地域で発生する感染症の原因となる病原体を持った生物が住む地域が広がり、マラリアなどの感染症が増えるおそれがありますし、南極や北極、または高い山々の氷が解けて海水面が上昇し、低い土地では人が住めなくなる事態が生じる。

また、これまでに経験したことのない、日本でもしよっちゅう起こっていますように、極端な暑さであったり、寒さであったり、また、線状降水帯による長時間の集中豪雨、強烈な台風の発生など、異常気象が発生しております。

異常気象の影響で雨が降らず水が不足する、干ばつが起りやすくなり、土地が乾燥することで作物が取れなくなって、人々の暮らしにも影響が出ております。

自然界の中には体温調節ができずに死滅する生物もたくさんいるなど、いろんな意味で地球環境下で影響が出ております。

2020年における主な国のCO₂排出量を見ますと、1位が中国、99億トン、全体の27%を占めております。2位アメリカ、45億トン、12%、3位インド、23億トン、6%、4位ロシア、15億トン、4%、そして、日本が第5位に位

置しております、10億トン、全体の3%を占めております。

この5か国で全排出量の半分以上を占めるということになりますし、日本を抜いて世界第二の経済大国になった中国、これだけでも4分の1以上ということになります。

正直、中国、もっと頑張れやという気持ちもないこともないんですけども、日本も3%を出しているということですので、積極的に温室効果ガスの削減に取り組む必要があるというわけです。

ちなみに、家畜から排出される世界の温室効果ガスというのがありますが、これは皆さんもお好きだと思いますけれども、牛ですね、これから出るのが50億トンあるんです。大体7分の1ぐらいが、この牛から排出されると。これは鳥や豚に比べて胃が四つあるという特殊な仕組みを持っている関係上、げっぷやおならが出るんです。屁ですね、屁。多分、これがメタンガスですけども、牛ですけど屁はブーというんでしょうね、多分。そういうことだと思いますが。

ほぼ全ての国が参加するパリ協定で、温室効果ガスの削減を行うための国際的な取決めが2015年に採択され、平均気温の上昇を産業革命前に戻すということで、2度より十分低く、できれば1.5度未満に抑える努力をするため、21世紀後半に温室効果ガス排出を実質ゼロにするという目標を決めております。

この食料不足で困る人数、1.5度上がった場合には、3200万人から3600万人と推定されております。これが2度まで上昇しますと、3億人から4億人に影響が出てくる。水不足で困る人数が1.5度で5億人、2度で6億人も推定されております。

日本の温室効果ガス削減目標は、2013年度比排出量46%減、2050年度、排出量実質ゼロのカーボンニュートラルを目指しており、脱炭素社会の実現も目指しております。

これを念頭に置きながら、三重県では2019年12月に、2050年までに県域から温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すミッションゼロ2050みえを宣言して

おりますし、脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意を示しています。

この宣言を踏まえ、令和3年3月に前知事によって、2050年に向けた長期ビジョンを示すとともに2030年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた三重県地球温暖化対策総合計画が策定されております。

その温室効果ガスの対象は7種類としておりまして、一般的に生物から出てくる、また化石燃料の燃焼によって出てくる二酸化炭素、これが全体の74%、それからメタンガス17%、それから同じく燃料の燃焼等が出てきます一酸化二窒素が26%ですね。それ以外には、半導体の製造等が出てくる物質が2種類、それから電気の絶縁体が1種類、あとは、エアコン、冷蔵庫の冷媒等で使われる4種類がいずれもフロン化合物でございます。

質問なんですけれども、三重県域における温室効果ガスの削減について、現状をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 三重県域におけます温室効果ガスの削減の状況について御答弁を申し上げます。

議員からも触れていただきましたけれども、三重県域における温室効果ガスの排出量につきましては、令和3年3月に策定しました三重県地球温暖化対策総合計画におきまして、基準年度であります2013年度と比べ、2030年度に30%の削減を目標としておりますけれども、直近の確定値である2019年度、令和元年度では12.5%の削減となっております。

計画に対しましては、目標を上回るペースで削減は進んでおりますけれども、国全体では、2019年度におきまして17.3%の削減となっておりますので、三重県におきましてもさらなる削減の取組が必要となります。

国内外で脱炭素の動きが加速する中で、昨年、国は2050年度に温室効果ガスの排出を実質ゼロにするというカーボンニュートラルの実現を目指しまして、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正ですとか、地球温暖化対策計

画を改定して、削減目標を46%として、これを達成するための追加的な対策を示しております。

このため、三重県におきましても、この2050年のカーボンニュートラルに向けまして、行政のみならず、企業や様々な団体の皆様とともに一層取組を促進していく、推進していく必要がございますので、三重県地球温暖化対策総合計画の今年度中の改定に向けて、削減目標の見直しや再生可能エネルギーの利用、それから地域の脱炭素化の取組を一体的に推進することなどの新たな施策に対して、検討を進めているところでございます。

引き続き、2050年脱炭素社会の実現に向け、多様な主体と連携して取組を加速させてまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） 次に、再生可能エネルギーの導入促進ということで、質問させていただきます。

CO₂はどんなところから排出されているかということですが、エネルギー転換部門で全体の39%、4億3300万トン、それから産業部門で25%、2億7900万トン、運輸部門で18%の1億9900万トン、その他18%で1億9700万トンとなっております。

エネルギー転換部門のうち、約90%が発電所からの排出でありますから、つまり日本で一番多くCO₂を排出しているものは、発電所だと言えます。

日本の発電方法の割合は、CO₂を排出する火力発電が全体の76%を占めており、CO₂を排出しないその他の発電方法が残りの24%となっております。

なお、火力発電76%の内訳はLNGが37%、石炭火力が32%、石油火力が7%となっておりますが、エネルギー効率上、最もCO₂を出しやすいのは石炭火力と言われております。

この2020年の再生可能エネルギー使用の発電方法は僅かに21%ですが、2030年には38%、2050年には55%まで拡大する予定となっております。

あわせて、CO₂を排出しない次世代燃料の水素やアンモニアを利用した

発電方法も2050年には10%まで拡大し、旧来の化石燃料を使用した火力発電も、35%までに縮小する予定になっております。

そこで、主な国の電力生産における再生可能エネルギーの割合を示しますと、ノルウェーがほぼ100%近く、98.8%となっておりますが、ほぼ90%が水力発電ということになっております。ブラジルも同じように84.2%ですけれども、ここも水力がほぼ6割から7割、オーストリアも80%で水力62%、デンマーク、ここは78%で風力が6割ぐらいということになっています。カナダが68.5%で水力6割、主なところはこういうところでございますけれども、日本は先ほど言いましたように、20.7%の中で太陽光が主体となっております。これ、風力と僅差ですけれども、9%、8%という数字でございます。

このようにいろいろとやっておられて、太陽光はある意味ではCO₂削減にはなっておるわけですが、ここもややもしますと森林破壊等がどうかといったところもちらっと日本では見受けられますので、必ずしもこれをどんどん進めることはいいことかどうかというのは、ちょっと疑問符を持っております。

日本の国土面積というのは、一見知事も御存じのように38万平方キロメートル、62番目に大きな面積ですね。ところが、排他的経済水域面積、これだけを見ますと、12倍の448万平方キロメートルということで、世界の第8位になります。

これだけ大きな海洋を持っているという国であるということを念頭に置いていただければ、建設費用がやや高いなどの課題はございますけれども、これを利用した洋上風力発電は最も日本に適した発電方法として考えられるものではないかと。これを決して勧めるわけではございません。こういう考え方もできるということですね。当然、三重県も同じように海をいっぱい持っておりますので、その可能性を秘めている。

これは、漁業者の皆さん等々、いろんな問題が出てきますので、一朝一夕にこれに進みましょうということにはならないと思いますが、こういったこ

とも一考に値すると思っております。

令和4年6月の知事提案説明の中でも、新たな再生可能エネルギーの導入などを積極的に進めると言っておられました。三重県としても、再生可能エネルギーの導入促進についてどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 再生可能エネルギーの導入促進について、県においてどのように進めていくのか、御質問いただきました。

県では、新エネルギーの導入促進や関連産業の育成・集積など、五つの基本方針を掲げる三重県新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの導入が進み、環境・エネルギー関連産業の振興による元気な社会の実現を目指しているところでございます。

本ビジョンでは、令和12年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの84万5000世帯分に相当する量の新エネルギーの導入を目標にしており、産学官の多様な主体と連携しながら取組を進めているところでございます。

また、国においては、気候変動問題の対応とエネルギー需給構造の見直しという二つの視点から、2050年に向けた長期展望と2030年に向けた政策対応により構成する第6次エネルギー基本計画を、令和3年10月に策定したところでございます。

この基本計画では、令和12年度における国全体の電源構成のうち、再生可能エネルギーの比率をこれまでの22%から24%までから14ポイントを増やして36%から38%までに拡大し、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することとしています。

県では、こうした国の計画を踏まえて、本年度中に改定を予定しております三重県地球温暖化対策総合計画との整合を図りながら、三重県新エネルギービジョンの改定を行うこととしています。

改定後のビジョンでは、令和12年度を目標とする長期の新エネルギー導入目標と、令和5年度から令和8年度までの4年間の中期目標をそれぞれ新た

に定めるものとし、引き続き取組を進めていくこととなります。

また、今年度は、県ではバイオマス発電や、先ほど議員も触れていただきました洋上風力発電、中小水力発電などの再生可能エネルギー導入可能性について事業採算性を含めた調査検討を行い、発電事業者の事業検討及び参入につなげるなど、さらなる再生可能エネルギーの導入促進を図っていく予定です。

さらに、今年度は、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトにおいて四つのワーキンググループを設置しております。これらのワーキンググループにおいて、エネルギーの地産地消であるとか、大量廃棄が見込まれる太陽光パネルのリサイクルなど、新たな視点による再生可能エネルギーの導入・活用方法等についても検討を進めており、県全体での取組や事業者等への提案に生かしてまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

進めるのは非常に大変だと思うんですけど、これは避けられないことなので、ぜひとも積極的に進めていただければと思います。

次に、自動車関連産業の脱炭素化取組への支援について、お尋ねいたします。

2019年の日本の運輸部門における二酸化炭素排出量を見ますと、自家用自動車、これが約9500万トン、全体の半分近い46%を占めております。営業用貨物車、約4200万トン、20%、自家用貨物車、約3400万トン、16%、バス、タクシーも含めると、約85%が自動車から出ている。船舶、鉄道等は、それ以外ということになります。

2050年のカーボンニュートラルを目指す意味からも、自動車の脱炭素に向けた精力的な取組というのは欠かせないと思っております。

環境に優しい自動車として、今、特に注目を集めているのが、電気自動車のEVでございますけれども、CO₂を排出しない次世代型として注目を集めております。

ただし、充電をする、電気をつくるときに化石燃料を使っていたら全く一緒のことで、あんまり意味がないということになるわけですがそれでも、そのところも含めて、再生エネルギーというのは大事ですよということなんです。

電気を使って走る自動車ということでは、今、日本に出ているのでは、ガソリンをあんまり消費せずに多く走れるということではハイブリッド車、HVというのが出ております。それから、充電と給油の両方ができるということで、プラグインハイブリッド車と言われるものがあります。それから、1度の充電で走る距離はガソリンより短いけれども、今はやりの電気自動車のEV。ただ、それに水素を補給しながら、水素ステーション自体が整備されていないんですけれども、これがあまり普及していませんけれども、水素と酸素の化学反応によって発電する装置を搭載した車、発電後に出るものは水だけということで、本当に究極の、電気自動車を抜いた燃料電池自動車、FCVと、こういったものがございます。ただ、一朝一夕にここにはいかないの、当面は電気自動車に向けてということが世界の主役になると思っております。

主な国のガソリン車規制の状況ですけれども、アメリカは2030年までに新車販売のうちハイブリッド車以外の電動車を5割にすると。だからPHV以降の、先ほどの話ですね。それからイギリスにおいては、2030年までにガソリン車、2035年までにプラグインハイブリッド車の新車販売を禁止する。中国は、2035年までにガソリン車の新車販売を禁止する。EUのほうは、2035年までにガソリン車、HV、PHVの新車販売を禁止するとしております。

日本ではどうかといいますと、2035年までにガソリン車の新車販売禁止、これは中国と同じでございますけれども、そういったのを見ますと、必ずしも日本が進んでいるとは考えにくいかなと思っております。

そういう中、2020年における各国の電気自動車の年間登録台数ですけれども、中国はあのように言っておりますが93.1万台、そしてヨーロッパのほうは74.7万台、アメリカ23.1万台、イギリス10.8万台、日本は1.5万台と、か

なり遅れているかなと感じるものでございます。

これは単純比較はできないわけですが、数字だけ見ていきますと、中国の1.6%、人口比率で見てもかなり違うかなとは思っております。

ちなみに、2020年の日本の販売台数の内訳ですけれども、ガソリン車が約62%、そしてHVが37%、PHVが0.6%、EV0.6%ということで、これから外国での規制が進んでいきますと、今後は電気自動車にシフトしていかないと買ってもらえないという状況が出てくるかなとも感じております。

そこで三重県でも、脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興～「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進～の中で、六つの柱の一つに、自動車分野のEV化等対応、サプライチェーン再構築というのがございます。

産官学が連携した、電気自動車化等への業態転換に加え、既存技術の一層の改良やDXの促進によるCO₂排出量削減、また、他分野への展開など、自動車産業を支える大企業はいいんですけれども、それ以外に中小企業はいっぱいくっついておりますけど、ここに対して細やかな支援が必要なのではないかなと。そこで、それも実際ここでは「行います」と断言されております。

さらに、他分野から自動車産業への新規参入やEV等を活用した新たなサービスの創出等への対応、こういったことを進める中で、こちらのほうも積極的に取っていくということをおっしゃっていただけますが、このEV化、FCV化への業態転換を迫られる中小企業等への支援、また、電気関連、化学関連等、他産業からの参入に対する支援はどのように進めていかれるのか、お答えをお願いいたします。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 自動車関連産業の脱炭素化取組への支援について、県としてどのように支援を行っていくのか、御質問いただきました。

先ほど議員も触れていただきましたけれども、世界的な流れについては、もう急速に進んでおると私ども認識をしております。

また、国内においても、例えば本県に大規模な生産工場を置く2社、トヨ

タ、ホンダにおいても、トヨタにおいてはバッテリーEVを2030年に全世界で350万台にするとか、ホンダにおいては2030年にEV、FCVの新車販売率を全世界で40%以上にするなど、進んでおるところでございます。

本県経済を支える基幹産業の一つであります自動車関連産業は、現在、CASEという言葉に象徴される自動車技術の大変革期にあります。

産業として裾野が広くて、部品点数が数万点とも言われておりますけれども、EV化に伴って激減するとも言われております。

県内の関連の中小企業等が、こうした変革に対応するために取り組むDXの推進による新技術の開発や技術力の向上、既存技術を生かした業態転換や異業種参入、それらを担う人材の育成などに対して、支援を行っていく必要があると考えております。

一方、日本の現状としては、充電施設等関連インフラの整備が今の段階では十分でないことや、エンジン車に比べて高額であるなどを理由に、次世代自動車の普及が緒に就いたばかりで、エンジン車との併存が当面続くことも予想されるため、円滑な移行に向けた今後の見通しを官民で共有することにも留意する必要があると考えています。

こうした中、先ほど議員からも触れていただきましたが、県では「ゼロエミッションみえ」プロジェクトにおいて、次世代自動車のワーキンググループを立ち上げております。その中では、直接、専門家と議論を交えながら、技術支援面等における課題の抽出や具体的対応策の検討を現在進めておるところでございます。

また、そのワーキングの議論と連動させながら、県内の自動車社関連中小企業等が自らの技術課題を把握して、強みでありますおのおのの固有技術の見える化、高度化を進めることができるように、一つ目として、セミナーを開催しての脱炭素化取組の啓発であるとか、二つ目には、専門家派遣をしての各企業の強みの発掘や課題の抽出、三つ目として、産官学連携による技術開発の研究などに取り組むこととしております。

これらの取組を通じて、県内の自動車関連中小企業等が、次世代自動車へ

の移行に対応できるための企業力の底上げを目指しています。

あわせて、次世代自動車へのスムーズな移行を図るためには、EVやFCV等に対する理解、受入れ意識が社会全体において高まることも重要だと考えています。このため、市町や関係団体等と取組成果の共有を図るとともに、県民の皆さんに対する幅広い情報の発信、啓発にも取り組んでいきたいと考えています。

今後も、県内の自動車関連産業が次世代自動車へと向かう潮流に乗り遅れることがないように、技術の高度化や業態転換等の対応が図られるよう、丁寧な支援に取り組んでまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

この問題は、本当に一生懸命働いておられる中小企業の皆さんが、業態転換によって大変なことになるんじゃないかなというのを今から心配しておりまして、もう早め早めの手を打っていただきたい。そして、安心してこれからもその人たちが仕事ができるように、そして生活ができるように守っていただければと思います。

それでは、流れとして、究極の水素ステーションについてお話しを、質問させていただきます。

これまで、2050年にカーボンニュートラルを目指す県の対応について質問してまいりました。究極の自動車はやはりFCV、これをおいて今のところは考えられないだろうと思っております。

将来的にシフトしていくということは明らかですし、必ずそうなるべきだと思っております。

燃料電池自動車は、これに搭載した燃料電池で電気エネルギーをつくってモーターを回すという仕組みなんですけれども、ここで今、水素ばかりの話をしておりますけれども、この水素をつくるのに、じゃ、どういった方法で製造されているのかといいますと、主流としてはやはり電気分解なんですよ。水を電気分解して、水素のみを取り出してタンクに保存しておく、こ

の方法なんです。

しかし、この電気分解には大量の電気が必要になります。また、ここで電気をつくる工程に再生可能エネルギーがどんなものを使えるのかということで、全くCO₂の発生というのは変わってくるわけですね。

ここにも影響してくるということでございますので、いろんな会社が、今、水素をつくることを立ち上げて研究しております。これはこれでやっていただくとしても、何とかCO₂の少ない形で水素を取り出すというのをやっていただけないかなと思っておりますが、具体的に言いますと、2014年にトヨタが初めてMIRAIというFCVを出しました。このときは、本当に官庁や一部の企業だけということで、なかなか範囲が広がらないという現象がございまして、今でもそのことから商用の水素ステーションというのはなかなか広がっていないですよ。

そういった形で、今後、水素ステーションは拡大していくということで、日本各地で整備が進められておりますけれども、首都圏、中京圏、関西圏、九州北部、この4大都市圏等、それから、それを結ぶ幹線沿いだけに整備するという計画で進んでまいりました。

2022年5月時点で161か所が開業しているということでございます。

三重県では、水素ステーションとしては四日市市、津市に1個ずつあったんですけれども、岩谷産業が同じように水素ステーションを造っておりますから、合わせると三つあるというふうになるんですかね。

水素・燃料電池戦略ロードマップというのがございまして、燃料電池の普及拡大に向けた環境整備を推進するために、2025年には320か所に拡大する、それから2030年には900か所程度の水素ステーションを造っていかうということでございますから、単純に計算しますと、三重県も16か所ぐらいできてもおかしくないのかなと。

ただ、そうはいうものの大都市圏にどうしてもいきますから、そうはならないと思うんですけど、ただ、今の三つよりはかなり拡大していく方向なんだろうと思います。

課題としては、水素自体の価格、これをつくり出すのにお金がかかるということ。この価格が2030年には1ノルマル立米当たり30円、しかし、将来的には20円に引き下げていくということをやっております。

この中で、三重県には、鈴鹿市の本田技研工業という会社を含めて、幾つかの自動車産業がございます。将来的には、脱炭素社会を目指した燃料電池の開発というのが一気に進んでいくと思うんですけども、市場に出回ってくるのを先取りして水素ステーションの整備拡大をやっていく必要があるのかなと思います。

こういったことを県から国に働きかけて、少しでも多く三重県に水素ステーションができるというのを考えるべきだと思いますけれども、見解をお聞かせください。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 水素ステーションの増設促進について県でどう整備を促進していくのか、御質問いただきました。

水素利活用の意義については、議員からも触れていただきましたけれども、水素を再生可能エネルギーと並ぶ新たなエネルギーの選択肢とするために、水素の調達・供給コストを低減していくことは不可欠となっています。

供給側における国際的な水素のサプライチェーンの構築とともに、需要側における発電やマテリアル等の水素利活用と併せて、F C Vを中心としたモビリティにおける水素事業の拡大を図ることが重要であると考えております。

自動車における水素の利用は、既に量産段階にありますF C Vのみならず、実証走行段階にある燃料電池小型トラック、さらには開発から実証に今移行しつつあります大型トラックなど、特に運送用車両での水素利用が進むと期待をされているところでございます。

県では、水素利活用の促進を図るため、民間企業で構成される中部圏水素利用協議会、岐阜県、愛知県、名古屋市及び経済団体とともに、令和4年2月に中部圏大規模水素サプライチェーン社会実装推進会議を設立し、大規模

な水素利活用の社会実装を共同で進めていくこととしています。

中京圏と関西圏の結節点となる三重県では、水素を動力源とした自動車の開発・普及が進むことにより、新名神高速道路、東名阪自動車道、名阪国道等の主要幹線道路において水素ステーションの設置の機運が高まることが期待できます。

このため、水素サプライチェーン社会実装推進会議において、自家用車用に加えて燃料電池大型トラック向けの大規模水素ステーションを利活用方法の一つとして位置づけて、議論を進めていきたいと考えています。

今後は、水素社会の実現に向けて取組が遅れることのないよう、普及啓発に取り組むとともに、水素を動力源とした自動車の開発・普及動向を十分に把握しながら、地域が水素ステーションを含むインフラ整備等を進めるために必要な支援方策について、時期を逃さずに国に対して提言・要望を行ってまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） 野呂部長、ありがとうございます。

本当に今、水素ステーションというか、水素の燃料電池の話ばかりしておりますけれども、一方では、アンモニアを使った燃料電池というのも考えております。

ただ、このアンモニアというのは、どうしても窒素酸化物のNO_x、これを達成する可能性を持ってありますし、四日市公害でも中心になりましたSO_x、NO_x、この二つを消滅させるということでやっております、なかなか毒性もあるということから難しいのでありますけれども、究極の、残るのはほとんどCO₂が出てこないということで、これはある意味一つの燃料電池としての素材であるとは思っております。こちらも含めて、検討して考えていただければなと思っております。ありがとうございます。

それでは続きまして、大きな2番で、人口減少対策の考え方ということで、お尋ねいたします。

知事の6月定例会月会議での提案説明の中で触れられていますように、本県

では3月に人口減少対策推進本部を設置し、4月には人口減少対策課を新設されております。

これは、我々から見て強い危機感の表れが感じ取れますし、全庁を挙げて人口減少対策を推進していこうという知事の意気込みを感じさせていただきました。

また、全ての市町が参画するみえ人口減少対策連携会議を新たに設置され、効果的な取組といったものについて意見交換とか調査研究、連携事業等がなされようとしております。

この問題につきましては、6月10日の一般質問で下野議員から詳細な指摘と説明等々がありましたので、私のほうでは重複しない部分、極力省いた形での質問に限らせていただきたいということで臨んでおります。

令和2年4月に発行されましたみえ県民力ビジョン・第三次行動計画の「地方創生の実現に向けて」でございますけれども、これは下野議員からも言われましたが、合計特殊出生率が三重県の人口の将来展望における設定値として明示されております。2019年に1.54であったものを、2020年には1.65にする、そして2040年以降は2.1にサチュレートしていくということでうたわれておりますけれども、結果的に2020年は1.42ということで、設定値よりも0.23下がった数字になっているということで、現時点で予定どおりに進んでいないということが結果で言えるということでございます。

決して結果だけでこれまでの取組を全面否定している気は全くございませんし、むしろこれまで一生懸命努力していただいたことには敬意を表したいと思います。それから、いろんな部署でこれに取り組んでいただいた方々には本当に感謝を申し上げたいという気持ちでございます。

しかし、結果に対しては、これまでアプローチしてきたことが本当によかったのかどうかということの反省と、それから、継続してやっついていかないかんこと、変えていかなければならないこと、ここをきちっと精査する発想の転換が必要なんじゃないかなとも感じておるところでございます。

これまでの取組では、自然減対策として、結婚・妊娠・出産の希望をかな

えるためのライフプラン教育の推進、また、若者の安定した経済基盤の確保、出会いの支援、不妊に悩む家族への支援、周産期の医療体制の充実、それから保育・放課後児童対策、男性の育児参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子育て家庭を支える取組を進めてこられました。

社会減対策では、地域に愛着を持ち、三重県で進学・就職したいという方の希望がかなうように、高等教育機関の魅力向上、それから雇用の創出、産業人材の育成・確保を進めるとともに、働く場の魅力向上や選択肢の拡大に資する取組を推進されてこられました。

また、県内外の方に、三重県で暮らしたい、暮らし続けたいという思いを持ってもらえるように、暮らしを営む場としての安全・安心の確保や魅力の向上を図るとともに、地域のよさを発信し、移住の促進や交流人口の拡大にも取り組んでこられました。

具体的な取組の方向性についてですけれども、県内外の様々な人から選ばれて、人々の交流が深まり、豊かに暮らすことができる、希望がかない、選ばれる三重を目指して、活力ある働く場づくり、それから未来を拓くひとづくり、それから希望がかなう少子化対策、魅力あふれる地域づくりというのを挙げておられまして、実効性を上げるためにさらに深掘りして、これは取り組んでいく必要があると思っております。

今まで述べてまいりましたが、ポイントはやっぱり出生率を上げていく、ここがポイントなのかなと私は思っております、そのためには、安心して住めて、そして、子どもが育てやすい社会構造を確立するということが求められているんじゃないかなと考えております。

まず、子育てがしやすい、こういったことからいきますと、共働きというのはもう避けて通れない事態になっておりますから、いかに夫婦が働けるか、そういう環境としては、先ほどちらっと、現時点でもやっておりますが、延長保育や放課後児童クラブをさらに拡充していくということが必要でございますし、働く方の賃金が安いままに放置されない、少しでも上げて家計にプラスになる、こういったことを県がチェックして指導していく、こういうこ

とが必要なのかなと思っております。

それから、子どもを育てるのには、お金がかからない仕組みづくりというのが一方では考えられるわけですね。こういったことに力を入れていくべきじゃないかなと思っておりまして、教育費の無償化、これは憲法26条には、義務教育は無償とうたっています。憲法改正をして、義務教育じゃなくて、教育は全部無償というぐらいに変えたほうが私はいいいのかなと思っております。

これはお金のかかる話ですけれども、学ぶことは必ず財産になります。そういう意味ではそういうふうやっていって費用負担をなくす。ただ、私は教育警察常任委員会に属しておりますから、教育のほうはちょっと質問できませんので、ここは外しておきまして、今回の質問、大きく人口減少対策とうたっておりますけれども、1点に絞って質問させていただきます。

子ども医療費の助成制度をさらに拡大する必要があると私は思っております、というのは、現時点においてどうなっておるかといいますと、子ども医療費の助成制度は所得制限はありますけれども、入院については18歳年度末としているのが8市町、松阪市、熊野市、木曾岬町、御浜町、大紀町、紀宝町、南伊勢町、紀北町でございます。それ以外の21市町は15歳年度末ということになっております。

通院については、18歳年度末としているのが7市町、松阪市、熊野市、木曾岬町、御浜町、大紀町、紀宝町、南伊勢町で、それ以外の22市町は15歳年度末としております。これは桑名市が今年の9月から15歳年度末になりますので、それを含めての話でございます。

あくまでも、この制度自体は各市町の住民サービスの取組でございますので、県がいきなりこれをどうのこうのということではありません。本来なら各市町できちっと予算を確保してやっていく、それで当たり前について文句を言わないということなんですよ。

ただ、県の取組は、今、12歳年度末までの費用負担の半分補助をしておられますね。このことで、最低が12歳年度末でしたので、それでよかったんだ

ろうと思いますけれども、今、子育てをする県民の目線ということで考えていったときに、桑名市が令和4年9月から通院の助成制度を15歳年度末までに引き上げます。このことで、29市町全てが入院、通院とも15歳年度末以上になるわけですね。この子ども医療費の助成制度を確立したということでございますから、今、県のほうで12歳年度末としているのをですね。

また、一方、ちょっと見てみますと、既にもう18歳年度末に引き上げている市が、先ほど言いましたように、8市町あたり、7市町あたりということでございます。であれば、やっぱり各市町の考え方としては、これは助成制度を引き上げたいと思っているんじゃないかなと思うんですね。

そういったことからいったときに、29市町の思いを入れて、県として12歳年度末から15歳年度末まで拡大してもらおうというのはいかがでしょうかという話でございます。よろしく願いいたします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 子ども医療費助成制度につきましてお答えさせていただきます。

本県の子ども医療費助成制度は、子育てに対する経済的負担を軽減し、子どもが必要な医療を安心して受けられる環境を整えるため、市町が行う医療費の自己負担額を助成する事業に対して、県がその費用の2分の1を補助するものでありまして、県としては、入院、通院とも小学校6年生、12歳年度末までを補助対象としているところです。

なお、各市町につきましては、県の制度を基本として、独自の取組として助成対象を拡大して事業を実施しておりまして、これは全国的にも同様の傾向となっております。

県内の市町では、議員御紹介のとおり、本年、令和4年9月から全市町において、入院、通院とも中学生、15歳年度末、または、高校生、18歳年度末までを助成対象とする予定でございます。

こうした市町における助成対象の拡大に伴い、県の補助対象を中学校修了まで、15歳年度末まで拡大することについて、これまでも市長会等から御要

望をいただいているところでございます。

全国の状況を見ても、都道府県の補助対象を、入院、通院とも中学生または高校生、15歳年度末、18歳年度末としているのは、13都府県にとどまっております。このうち11都府県は一部自己負担金を求めています。

本県の補助対象は12歳年度末、小学校6年生までですが、一切の自己負担を求めておらず、単純な比較はできないと考えております。

また、本県では、これまで厳しい財政状況にあっても優先的に財源を確保してきたところであり、令和2年度の子ども医療費補助金の決算額におきましては、15歳未満の子ども1人当たりの額で比較いたしますと、全国で第6位という状況でございます。

これまでも市町との協議の下、窓口無料化の導入など制度の拡充を実施してきたところですが、子どもの医療に関わる大事な制度であり、一度拡充した後には財政状況が悪化したからやめるというわけにはいかず、制度を持続することが重要かつ有益であると考えております。

今後、全庁横断的に取り組む三重県人口減少対策推進本部会議においては、自然減対策に向けた取組の方向性の一つとして、全ての家庭が安心して子育てができるよう、医療・福祉等のサービス水準のより一層の向上について調査分析等を行い、より効果的な対策を検討することとしております。

その中で、子ども医療費助成制度の在り方につきましても、制度の持続性の確保も考慮しつつ、県内市町や様々な関係者の御意見も聞きながら、引き続き検討してまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

それで、やっと桑名市が15歳年度末まで来たということですから、一番下がそういうことだということを考えていただいて、18歳年度末まで引き上げるためにはやっぱり何らかのことがないとステップが上がっていかないということからの質問でございました。

最後の質問に移らせていただきます。

これに入る前にちょっと余分な話であるんですが、実は亀山市、一見知事の出身地でございますけれども、現在、亀山市では3人の有名な方がおられるんです。1人は櫻井義之さん、2人目は長田隆尚さん、3番目が一見勝之さん。しかし、過去というか、ちょっと前を遡りますと、もっと有名な尾崎隆さんという方がいるんですね。

彼は世界的に有名な登山家で、実はエベレストに3回挑戦して2回は成功している。3回目にお亡くなりになっている。その間、8000メートル峰というのは世界で14山ございますけど、その七つを登られているすごい方なんです。植村直己さんが7大陸の最高峰を全部制覇しましたけれども、それに次ぐようなすばらしい方が亀山市におるということでございます。それに匹敵する3人でございますけれども。

そういうことで、余談ですけども、今から35年前、実は私もマッターホルンに単独登頂しております。

先ほどの尾崎隆さんが初めて登頂したのはグランド・ジョラスという同じスイスの山なんですけれども、三大北壁というのがありまして、アイガー、グランド・ジョラス、マッターホルンということになっております。

その一つを登ってきて、死ぬ目に遭って、25時間歩き続けて戻ってまいりました。そのときに生き返ったと私は思っております、怖いものなしで、今、人生を過ごしていると。そういう中で質問に移ります。すみません、要らんことを言いました。

県が所管する自然歩道、登山道の維持管理ということですけども、三重県は鈴鹿山脈とか布引山地、高見山地、紀伊山地と、北から南まで山々が連続とつながっております。

こういった中で、鈴鹿山脈を中心とした鈴鹿国定公園内には、鈴鹿セブンマウンテンやら亀山7座トレイルというのがございます。それから、香肌峡県立自然公園を中心とした松阪市飯高町には、中瀬古初美議員がしょっちゅう登られておるまつさか香肌イレブンというのがありまして、すごく豊かですばらしい山々がそろっているということでございます。

この登山道は、基本的に所在している市町や登山協会を中心にしたボランティア団体が維持管理しておるわけですが、近年では、自然や健康への関心の高まりから、各地域で登山というアクティビティーを活用した誘客が進んでおまして、自然歩道や登山歩道の利用拡大が進んでおります。

しかし、山を歩いておりますと、溪流沿いの歩道などが大雨によって被害を受けてそのまま放置されていたり、案内標識などの老朽化、こういったことが散見されるなど、利用者の事故や道迷いにつながっていくことが危惧されております。

県では、東海自然歩道、近畿自然歩道、それから大杉谷登山歩道を管理しておられますけれども、利用者が安心して豊かな自然を楽しめるよう、適切な維持管理を行う必要があると考えます。

県は、所管する自然歩道、登山歩道の維持管理をどのように取り組んでいられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、県が所管する自然歩道、登山道の維持管理の取組についてお答えいたします。

県が所管する東海自然歩道、近畿自然歩道、大杉谷登山歩道については、利用者の皆さんが安全で快適に自然に楽しんで親しんでいただけるよう、市町や関係団体と連携し、定期的に歩道の現状把握を行いながら、適切な維持管理に努めています。

しかしながら、一部の歩道においては、大雨の影響によるのり面や路肩の崩落や老朽化が進んだことにより、修繕が必要な施設があると認識しております。

このため、県では、歩道の崩落箇所や老朽化が進んだ施設について、市町と協議しながら、国の交付金も活用し、緊急性や利用頻度も踏まえ、順次整備に取り組んでいくこととしております。

令和4年度は、破損した近畿自然歩道の公衆トイレの修繕や、老朽化が進んだ大杉谷登山歩道の休憩施設の補修を行う予定です。

一方、大杉谷登山歩道では、一般の方から参加者を募り、ボランティアによる歩道整備に取り組むなど、官民が一体となった維持管理を進めています。また、令和元年度からは、大台町と県が連携し、大杉谷入山協力金制度を導入しており、協力金を歩道の維持管理などに活用しています。

今後も引き続き、市町や関係団体、ボランティアの方々などと連携し、利用者の皆さんの協力も得ながら適切な維持管理に取り組み、自然歩道、登山道の利用促進につなげてまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） どうもありがとうございます。

登山を愛する者としては、こういった自然歩道を含めてやっぱり標識というのは非常に大切だと思っています。

実は私、スイスはトータルで3回行かせてもらっているんですけど、やっぱり標識がしっかりしているんですよ。既にもう数十年前から、あそこは電動車しか入れない地域がございます。特に、マッターホルンの基地であるツェルマットなんていうのは、全く表から入れないんですよ。そういったことで、早めに早めに向こうは自然のこういったものに取り組んできているということで、非常に財産として大事に自然を扱っておられます。

これは日本のところでもそうなんですけれども、例えば日本アルプスへ行ってもいろんな道標がきちっとされているんですが、どうしても地形上、岩に赤丸をつけざるを得ないとか、木にテープを巻きつけざるを得ないとか、なかなか整備したくてもできない。また、官が全てやっておるわけじゃございませんので、ボランティア団体が中心になっていますから、どうしてもそこにお金が投じられていかないということで、先ほど更屋部長からも御紹介があって、実は今年度から、大杉谷登山歩道は要は下から上に大台ヶ原に登っていく道なんですけれども、これについては入山協力金1000円を取られますよね。これは大事やと思うんです。私も鈴鹿セブンマウンテンに登るときに、何か所かで500円ずつ払った覚えがあるんですよ。その500円は何に使われたかよく分からないんですけど、おばあちゃんに払っていたんです。そ

のおばあちゃんのポケットに入ったんじゃないかなと思うところもございませうけれども、ただ、整備するのに必要だと思うんですね。

そういったことで、制度化していただくというのは非常に喜ばしいと思っておりますので、今後とも一つよろしく願いいたします。

今日は取り留めのない質問でございましたけれども、真面目にやらせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。14番 野村保夫議員。

〔14番 野村保夫議員登壇・拍手〕

○14番（野村保夫） マスクを外させていただきます。

皆さん、こんにちは。会派自由民主党、鳥羽市選挙区選出の野村保夫でございます。

今、日本列島は、九州地方、四国地方、関東地方と梅雨に入っておりまして、今日あたり東海地方も梅雨に入るのではないかと言われていますけれども、そういった梅雨空にも負けないような、からっとした質問をしたいと心がけておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、まずは遠隔診療の県の考

え方について質問いたします。

今回、質問しますのも前回と同じく、一般にはオンライン診療と言われているかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために対面診療をやめるための診療と区別するため、遠隔診療とさせていただきます。

それも、僻地や離島といったところを対象にした遠隔診療について、今後の県の取組姿勢について質問をさせていただきます。

先月の17日、18日に、志摩市を主会場にした第2回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議が開催されました。

参加国は、ミクロネシア連邦、サモア、トンガ、マーシャル諸島、パラオ、フィジーで、一見知事とも意見交換し、保健医療、環境、スポーツの分野で連携を深めていくことが確認されました。

その会議の一端で、鳥羽市のマリントーミナルでオンライン診療を見学し、非常に興味を持たれたことが新聞にも紹介されていました。

もう少し詳しく紹介しますと、鳥羽市の離島に備えられた遠隔医療支援システムを使って、佐田浜のマリントーミナルにいる小泉医師が神島診療所の患者を看護師に指示をして実際に診察し、現地の看護師が患者に聴診器を当て、ターミナルにいる小泉医師がヘッドホンで心臓の音を聞いて診察いたしました。

各国の大使の中でも、170以上の小さな離島があるトンガの大使は、大変興味を持ったらしいです。

私はその記事を見て、早速、小泉医師にお会いさせていただいて、そのときの様子や今後の考え方についてお聞きしてきました。

まず、診察したシステムは、セコムVitalookというシステムで、心電図、血圧計、体重計、パルスオキシメーター、体温計がセットになっていて、データをリアルタイムで送信、受信できるそうです。

マリントーミナルでの診療では、特殊カメラも使って患者さんの耳を診察し、その様子をモニターに映し出しました。これが、そのときの様子でございます。

(パネルを示す) ここにみえる短髪の方が小泉医師で、ここが神島にいる町内会長。この辺り、この画面の右上に見えます、ここがちょうど神島になります。こことマリンターミナルを結んで、このような画像で診察したということでもあります。

(パネルを示す) そして、これが皆さんよく見えるかと思えますけれども、特殊なカメラを使って、先ほどの方の耳の中を映し出したものがこの画像でございまして、今これ映っているのが耳の鼓膜だそうです。このようにはっきり映し出されます。

(パネルを示す) これが、先ほど言いましたVitalookというシステムでございまして、ここに、血圧計とかパルスオキシメーターとか体温計、そういったものがありまして、その情報が医師がおるほうの端末に映し出されて、これを見ながら診察するといったようなことでもあります。

以前は、診療所などの保健医療機関以外で診察すると保険が適用できなくて、患者が10割負担になってしまうんですけれども、今、自宅からでも保険が適用できるように申請中で、患者は3割負担で済む方向になると聞いています。

今後は、動画が動くときにスムーズに動かないというかくつきをなくすことができるか、もっと鮮明な画像が見えるように5Gを利用した実証実験を考えていると言っていましたので、私、NTT西日本三重支店に行って、5Gについてあまり詳しくないのでちょっと聞いてきました。

皆さんがスマホやタブレットで利用している、NTTドコモやらau、ソフトバンクの4Gと言われるものが、今現在、この空間を飛び回っているわけです。

5Gとは、それをもっと高速・大容量で、遅延を少なく、多くのものが接続できるのが特徴ですけれども、エリア拡大に相当な時間とコストがかかるそうです。

今回はそういった大規模なエリアでなく、診療所の中だけとか自宅だけとかいった、部分的に5Gが利用できるローカル5Gで実証実験ができないか

考えているとも言っていました。

(パネルを示す) これが、ローカル5Gを使う前の、今、Vitalookの情報で、患者さんのところにこういったものを持って行って、ここから医師のところへ映し出すということで、先ほど説明するのが漏れましたのでここで再度説明させていただきますと、こういったシステムを使って、今現在、4Gを使って診療しているということでもあります。

(パネルを示す) そして、これが5Gと言われるもので、今、皆さんが使っているのは公衆ネットワークのこの辺りに、今、4Gが飛んでいるんですけども、これが行く行くは5Gに変わっていくということで、今回はこの部分だけを5Gにするといったのが、ローカル5Gとなります。

分かりやすく言えば、例えばこの議場の中に5GのWi-Fiを飛ばす、こういったイメージで想像してもらえると分かりやすいかなと思います。

今回、そのローカル5Gでの実証実験なんですけれども、先ほども申し上げましたように、NTT西日本と小泉医師が実証実験を行うということをおっしゃっていただいたんですけども、本県はこういった離島だけでなく、南部地域の山深いところに集落が点在する地域も多数あります。

あらゆる可能性を探るために、こういった実証実験とか、あらゆる研究とか、そういうところへもっと積極的に関わっていったらどうかと考えるんですけども、その辺りどうでしょうか。よろしくお願いします。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長(中尾洋一) 遠隔診療に対する考え方についてお答えさせていただきます。

鳥羽市におかれては、離島4島を含む7か所の診療所を限られた医師で運用するグループ診療の取組を推進しており、その一環として、令和2年度に国土交通省のスマートアイランド推進実証調査に取り組みました。

実証調査では、今、議員御紹介のとおり、クラウド型電子カルテと遠隔診療支援システムを導入することによって、離島における効果的な医療の提供が実証されたということで、令和3年度以降も市独自で取組を実践しており

ます。

実証調査で明らかになった遠隔診療を推進する上での課題については、県からも国に対し地域の実情を伝え、制度改正の要望を行っていたところですが、今年度の診療報酬改定において、一定の条件の下、医師が医療機関以外で診療を行った場合も保険適用となったところでございます。

今後も引き続き、運用により明らかになる課題があれば国に対して実情を伝え、制度の改正について働きかけていきたいと考えております。

今後は、5Gの活用や新たな機器の開発など、ますます通信環境が充実していく中、離島だけではなく、受診できる医療機関や通院のための交通手段が非常に限られている僻地等においても、地域の実情に応じた実践的な遠隔診療の試みが進められることが考えられます。

その一方で、遠隔診療の実施においては、医師が触診、直接触って診察できないために、誤診や診療漏れの可能性が高まるおそれがあるほか、通信基盤が脆弱な場合における情報流出のおそれ、患者のプライバシーの確保といったセキュリティー上の問題も考慮する必要があり、これらのことを含め、検討が進められる必要があると考えております。

しかしながら、離島や僻地における持続可能な医療提供体制の確保といった観点からは遠隔診療の取組は効果的であると考えており、デジタル技術の活用面の課題解決や医療の新たな可能性の発見に向け、デジタル社会推進局とも協力しながら、導入を進める市町や医療機関など、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

また、このような遠隔診療の試みが進められる中で、今後、法制度において新たな課題が生じた場合には、その改正に向けても国に対し働きかけを行ってまいります。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） ありがとうございます。

僕が小泉医師に確認したときには、まだ、この保険の関係ができていないので、多分できるでしょうけれどもということでした。

先ほど部長からも説明があったように、どんどんいろいろな面で改善されていくと、もっともっと使いやすいものになっていくかなと思っていますので、また、その辺りのところもよろしくお願いたします。

続いて、質問をさせていただきます。

5Gを使った僻地医療で、インターネットを使って検索をしてみました。山口県の実証実験がヒットしましたので、紹介させていただきます。

実施主体は山口県、NTTドコモ中国支社、山口県立総合医療センター、岩国市です。

内容は、県立総合医療センターと岩国市立美和病院を先ほどの5Gでつなぎ、内視鏡カメラで実際の患者の胃の中を診察し、総合医療センター側のモニターへその画像を伝送し、総合医療センターの専門医が受診した画像を見ながら気になる箇所をポインターで示すことや、助言をリアルタイムに行い、美和病院の医師は助言に従い、胃カメラの操作を行うといったようなものです。総合病院から僻地にある病院にいる患者を診察することができます。

本県には、三重大学医学部附属病院や伊勢赤十字病院、県立では志摩病院や一志病院があります。南部では尾鷲総合病院や紀南病院といった総合病院がありますけれども、僻地の診療所や病院とつないで総合医療が可能かと思うんですけども、様々これからクリアしなくてはならない課題はたくさんあると思うんですけども、そういったこともこれからは検討していく必要があるのではないかと思います。

デジタル社会推進局にお聞きしますけれども、デジタル社会推進局の役目として、そういった先端技術を紹介したり、企業と企業の仲介やサポートをして、県民の安心・安全を守ったり、企業の業績向上を図ったりするのが仕事のように思います。

今回のような診療所と病院を結ぶこと、そのためにはこういったシステムやこんなツールがある、だったらこのような手段でクリアできる課題があるのではないかなど、デジタル技術を使った有効な手段も紹介できたりするのではないかと考えますけれども、デジタル社会推進局としてはどのような関

わり方ができるのか、その辺りをお聞かせください。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） デジタル技術を活用した取組に対してどのような支援ができるかということにお答えさせていただきます。

デジタル社会推進局では、県内で生じている地域課題の解決につなげるため、革新的な技術を有する企業の実証実験の支援に取り組んでおります。

例えば医療分野であれば、県内医療機関と企業による心不全の予防に役立つスマートフォン向けアプリの開発とそのアプリを用いた診療支援体制の構築を目指す実証実験を支援しました。

この取組は、今年度も新たに医療機関への導入拡大やアプリに入力されたバイタルや症状からデータを解析し早期検知や予防につなげる支援機能の追加など、医療機関と企業が連携してさらに事業を展開しております。

各部局においても、このようにデジタル技術を活用した事業が進められております。

デジタル社会推進局においては、スタートアップのようなより先端的なデジタル技術を活用した実証実験に取り組む企業に対して、ニーズを丁寧に聞き取り、実証実験に前向きな市町だけでなく、地元企業や関係機関に対しても仲介や調整を行っています。

引き続き地域課題の解決につながるようなきめ細かい支援を行ってまいります。

また、各部局が進めるDX関連事業に対しましても、適宜、最新のデジタル技術の活用やそのための業務フローの見直し、改善提案への助言の支援等も行っておりまして、今年度からは担当者が直接ヒアリングに伺うなど、積極的に各部局のニーズを把握しながら取組を進めております。

今回、御紹介いただいた遠隔診療に欠かすことができない5Gなどの通信基盤の整備につきましては、引き続き地方から整備が進むよう国へ要望するとともに、セキュリティ上の課題に対する技術支援などにつきましては、専門家等の知識や経験を活用しながら支援していきたいと考えております。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） ありがとうございます。

専門と申しますか、そういう詳しいところが橋渡ししていくというのが、やっぱり技術を進めていく方法かなと思いますので、その辺りのところをまたよろしく願いいたします。

続いて、質問させていただきます。

志摩病院とか一志病院といった県立病院を抱える病院事業庁として、まず私は、自前と申しますか、自分のところまでできることは何なのかということから始めていくのが手順かなと思います。

新しい技術を使って遠くから手術をせよとか、そういうことを言う気はないんですけども、今ある技術、今ある医師の数とか、そういったところを使いながら、もう一步踏み込んで何ができるかなということ、取組ができるのかなと思いますので、その辺りのところの病院事業庁としての考え方を聞かせください。

〔長崎敬之病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（長崎敬之） 県立病院におきましては、現在、志摩病院と一志病院がそれぞれ県からへき地医療拠点病院の指定を受けまして、僻地での診療の支援に取り組んでおります。

このうち志摩病院では、医療保健部に設置されているへき地医療支援機構からの要請に基づき、へき地診療所の医師が不在の際に代わりの医師、いわゆる代診医を派遣しているほか、医療機関がない離島、これは志摩市の間崎島になりますけれども、こちらのほうに巡回診療を実施しております。

一志病院におきましても、代診医の派遣や、津市が美杉地区に設置しております診療所への医師の派遣を実施しているところです。

ただ、これらについて、現状では全て医師が訪問する形で対応しており、いわゆる遠隔診療は実施しておりません。また、現在の機器等の環境からしても、まだ遠隔診療を実施できるような状態にはなっていないというのが実情でございます。

デジタル技術を活用した遠隔診療につきましては、交通が不便な地域や過疎化・高齢化が進む地域において、通院負担の軽減あるいは在宅診療の拡充など、患者の皆さんの負担の軽減、利便性の向上に資するものと認識しておりますので、病院事業庁としましては、国や県、それから関係市町の動向、それから地域のニーズも十分把握するとともに、先行事例の情報の収集もしながら、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） ありがとうございます。

先ほど、私は医者の数とかがって言いましたけれども、やっぱり1人の方が判断するより、いろんなところから御意見を聞きながら参考にすれば、もっともってデジタル技術も使いながら各地域と関われるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

小泉医師のお話の中で、今後の進んでいく方向というのを少し聞いてきたんですけれども、今、看護師だけ確保できれば、例えば、神島にしながら、午前中は神島の診療をして、そこから、午後からは坂手島の診療をするとか、大体1日の患者が10人から15人程度ですので、2か所診られたりするのかなということもおっしゃっていました。

それと、5Gの公衆網が発達することで、PHR、パーソナルヘルスレコードというのがあるらしいって、僕もよく分からないんですけども、そういったことを活用して自動で健康管理ができるようになるとも言っていました。

自分も分からないので、PHRとは何ですかと聞きましたところ、例えば食事を用意しているところをカメラで撮っていると、みそをどれだけ使った、しょうゆをどれだけ使った、野菜をどれだけ取っているというのを自動で判断する、それとか、トイレを利用したときに、成分といいますか、中も自動で判断して、それも全てAIが判断して健康管理が自動でできるというようなシステムらしいです。

そういったことがどんどんどんどんと日進月歩で進んでいきますので、その辺りのところもまたアンテナを高くしてもらいながら進めていってほしいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、黒ノリの色落ち被害について質問させていただきます。

これまで、毎年、豊かな海や黒ノリの色落ちについて、私は質問させてもらってきました。県議会議員をさせてもらってから今年で6年目を迎えますけれども、海の環境は、年々、年を追うごとに悪くなってきているように感じています。

黒ノリ養殖は、伊勢湾沿岸部から鳥羽南勢地域で行われており、鳥羽磯部漁協にとって主要な産業であります。

その黒ノリ養殖が、これまでも色落ち被害が出ていましたけれども、今期は特にひどい状況になっていましたので、少し紹介させていただきます。

(パネルを示す) これは答志島の答志地区なんですけれども、廃棄され山積みされたノリの状況で、(パネルを示す)このような色で、黒ノリが色落ちするとこれぐらい色が落ちてしまって、これではもう製品にならないので、部分的に刈って、それをここへ捨てているんやということを言っています、これが今の現状であります。

生産量で見ますと、鳥羽市の答志、菅島、桃取町の過去5年間の総生産量は、(パネルを示す)これも紹介させていただきます。これが、生産量で見ると、鳥羽市のこれが大体この辺りで、平成28年には3626万枚、金額で4億7081万円程度あったんですけれども、そして、1枚のノリの単価が約13円であったものが、昨年まで徐々に落ちてきておまして、昨年は2589万枚、金額で3億3900万円、1枚単価が13円でありましたが、令和3年度になりますと、ここがずっと落ちてきておまして、この辺りです。1732万枚で金額で1億9087万円、1枚単価は11円であり、特にひどいのが桃取町支所であります。

昨年は金額で8489万円が今期は2020万円、1枚単価も7円まで落ち込んでいます。ここ、よく見てもらうと分かると思うんですけれども、ずっと落ち

ているんですけれども、ここで昨年から一挙に2000万円まで落ちているのがよく分かってもらえるとと思います。

桃取町支所には9軒の事業者がありますので、1軒当たりの水揚げは約220万円程度になってしまっておりまして、有明海の黒ノリ養殖は潮の流れが穏やかですので、ノリ網は3年に1回ほどの買い換えで済んでいくんですけれども、伊勢湾は流れが速く、毎年、ノリ網を購入する費用が必要であり、大体ノリ網の購入に200万円程度要することから、今年度はただ働きだろうとも言っていましたし、このままでは廃業する人も出てくるだろうとも言っていました。

事業者の方たちは海水の情報もよく見て確認しておりまして、三重県漁業協同組合連合会の出している黒ノリ情報などもよく見ていて、私のもらったものは今年の2月17日の定点観測の数値ですけれども、これですね、（パネルを示す）黒ノリの生育の好適条件は、窒素の含有量は1リットル当たり100から400マイクログラムと、ここに数字が出ていると思うんです。

しかし、この桃取町沖を見てもらいますと、窒素の含有量が5マイクログラム、リンにおいては1マイクログラムしかありません。完全に栄養塩不足で色落ちしていると思いますけれども、このような伊勢湾の状況です。

県として、黒ノリの色落ち対策はどのように考えているのか、お聞かせください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 伊勢湾における黒ノリの色落ち対策の取組についてお答えいたします。

伊勢湾の重要な水産資源である黒ノリについては、長期にわたる栄養塩類の低下により、色落ちの発生が常態化しております。

令和3年の漁期においては、雨が少ないことに加え、大型植物プランクトンの発生により、栄養塩類が例年にも増して減少し、鈴鹿以南の海域で深刻な色落ちが発生したことから、生産量は過去最低となり、極めて厳しい状況であると認識しております。

このような状況を踏まえ、県では、収入が減少した黒ノリ養殖業者の資金繰りに対して漁業近代化資金の利子補給支援を行うとともに、色落ち対策として、水産研究所を中心に漁業関係者や市町と連携して、短期的には、栄養塩類の低下から色落ち時期を予測し、漁業者に注意喚起や早期収穫を促す色落ちアラートの発出、黒ノリ養殖業者が直接漁場に栄養塩類を供給する実証試験への支援、中長期的には、環境生活部や県土整備部との連携による流域下水処理場の栄養塩類管理運転の試行と効果調査、国や愛知県など関係機関との連携による栄養塩類の供給源の調査や管理手法の検討、色落ち対策の情報共有、色落ちにくい黒ノリ品種の改良や、短期間で成長する品種の開発に取り組めます。

今後とも関係機関と連携して、伊勢湾の黒ノリ生産量の回復に向けて、色落ち対策を着実に進めてまいります。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） 答弁をいただきました。

対策につきましては、色落ちアラートの発出とか栄養塩を供給することなど、それとか品種改良に取り組むということをお聞かせいただきました。

短期的な取組から中長期的な取組まで、引き続き漁業関係者の皆さんと連携して取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

先ほども申し上げましたように、伊勢湾の黒ノリの色落ちについては、今年は特にひどかったんですけども、以前からも起きてきており、ここ数年は毎年起きているように聞いており、3年連続とかいう情報もあります。

事業者の皆さんも、今年は台風も少なく伊勢湾の中が動かなかったということや、今年に入ってから1月、2月は雨が全然降らなかったもんで栄養が足らんかったと、黒潮の蛇行が原因ではないのかというようなことを様々な言っていましたけれども、しかし、これが直接の原因やということがまだつかめていないのが現状であります。

まずは原因をはっきり究明してから、それに対する対策を施すことが重要と考えているんですけども、色落ち対策とともに、伊勢湾の栄養塩類がな

ぜ不足するのか要因をしっかりと把握する、そのことに県としてどのように取り組んでいかれるのか、分かっていたらお聞かせください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、黒ノリ漁場における栄養塩類低下の要因の把握に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、伊勢湾における栄養塩類について継続的なモニタリング調査を実施しており、窒素は1990年代以降、リンは2000年代以降、それぞれ低下傾向が継続しています。

特に黒ノリの色落ちへの影響が大きいとされる窒素については、近年、鈴鹿以南の海域において、ノリの養殖期間を通じてその量が少ない状況となっています。

黒ノリ漁場における栄養塩類の低下要因については、河川や海から供給される栄養塩類の量、伊勢湾の海流が複合的に関与している可能性が指摘されていますが、その詳細は明らかではありません。

このため、県では、これまでの短期的、中期的対策に加えて、黒ノリ漁場における栄養塩類の低下要因の把握に向け取り組むこととし、国、愛知県、大学と連携し、本年度に黒ノリ漁場への栄養塩類の供給源を明らかにするなど、令和8年度までの5年間で、河川からの流量と栄養塩類濃度、海域が作り出す栄養塩類の量、海上の風向や風速などのデータ解析による黒ノリ漁場への栄養塩類供給量について調査し、検証することとしております。

引き続き、関係機関と連携して、黒ノリの色落ち対策を進めながら、黒ノリ漁場における栄養塩類の低下要因の把握に取り組んでまいります。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） ありがとうございます。

国や大学と連携して令和8年度ぐらいまでかけて調査するとの答弁もありましたけれども、先ほども申し上げましたように、今年のノリ網を購入するのにせっぱ詰まっているということも言うておりましたし、まず赤字から始めるという状況にあって、なかなか我慢ができるような状況にはないという

ことだけは理解してください。黒ノリ漁をもう本当に辞めざるを得ないというところまで来ているということ、本当に分かってほしいと思います。

続いて、宮川の流量回復について質問させていただきます。

伊勢湾では、コウナゴ漁が8年連続して操業を中止しています。アサリも減少しております。前回の質問の中で野口議員もおっしゃっていました。カキもここ数年へい死が多くなってきておりますし、ムール貝なども多く付着するようになって、変わってきていると思うんですね。

様々な要因、先ほども例に挙げたように、黒潮の蛇行、降雨量の減少、台風の発生数や台風の進路など、人間の力で対策できるようなものではありませんけれども、例えば、先ほど答弁の中にもあったように、下水処理場の規制値の緩和とか人間の力でできることもあると思うんです。

そんな中で、宮川の流量回復というのは、人間の力で何とかできないものかなと思っていますので、質問させていただきます。

黒ノリ業者の方は、色落ちが起きると、一雨降ると色落ちは回復するということを言っています。色落ちには、もう本当に水が必要なんやということも言われていますし、今回、色落ちの激しい地域に鳥羽地区や二見町の今一色地区がありますけれども、宮川の河口に位置し、伊勢湾港側に桃取町地区があります。宮川の流量が回復することによって、伊勢湾の環境が改善されるのではと思い、今回も質問させてもらおうということです。

宮川の流量回復については、今さら私がここで言うまでもなく、西場議員が長い間質問され、要望してもらっています。

西場議員の会議録によりますと、平成12年3月の宮川ルネッサンス委員会水部会からの、宮川ダム直下毎秒2トン、粟生頭首工直下毎秒5トンを流量回復の目標として段階的に回復していくとの基本方針を受け、県は平成13年3月に、当面目標を宮川ダム直下0.5トン毎秒、粟生頭首工直下毎秒3トンとし、宮川ダム直下毎秒0.5トンは平成18年4月より実施され、粟生頭首工直下毎秒3トンのための流量回復放流については、平成26年、平成28年、令和2年と実施されています。

当面の目標を平成13年に決定し、もうこれから18年も経過していますし、会議録には、平成21年度の予算要望で、伊勢湾南部の漁協から、冬季における宮川ダム放流について、特に鳥羽地域から、河川水の流量が少なく、ノリやワカメの育成に栄養不足となる、あるいは河口の循環流が弱まることで高潮プランクトンが拡散したり外湾へ押し出す力が弱くなり、漁業生産量が低下するので河川からの流入量を増やしてほしい。特に、冬季の宮川ダムからの放流を増やしてほしいとの要望があったと記載されています。

13年も前から流量回復の要望の声を上げているわけでありまして、ホームページを見ますと、宮川ダムの流入面積は120平方キロメートルで、年間降雨量4000から5000ミリ降るとされています。低いほうの4000ミリで計算すると、年間に約4億8000トンの水がたまることになります。

例えば、毎秒0.5トンの流量回復放流で1時間すると1800トン流れますし、これを1年間放流すると、1576万8000トンの水が伊勢湾へ流れることになります。放流期間は6月から9月の4か月間であり、約3分の1の500トン余りしか伊勢湾の中に水が出ていないということになります。

流量回復について、年間を通して放流してもらえないのか、もし通年でできないのなら、今回のように6月から9月にあるんですけども、降雨量の少ない12月、2月のノリの色に必要な期間に流してもらえないのか、そういったお考えができないのかどうか、その辺りのところをお聞かせください。

〔後田和也地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（後田和也） 宮川の流量回復について御質問いただきました。

先ほど議員のほうから御指摘いただきましたように、宮川の流量回復につきましては、現在、県として、宮川ダム直下毎秒0.5トン、粟生頭首工直下毎秒3トンの年間を通じた安定的な実現を当面の目標ということで取り組んでいるところでございます。

このうち、ダム直下毎秒0.5トンにつきましては、平成18年以降、継続して放流しておるというところでございまして、粟生頭首工直下毎秒3トンにつきましては、安定的な実現に不可欠なかんがい放流と流量回復放流の同時

放流について、令和3年4月に試行的運用ルールを策定しており、今後、河川状況に応じて同時放流を施行することとしているところでございます。

また、宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間の流況につきましては、流量をはじめ水生生物のへい死など様々な課題があることから、部局横断的な検討会議であります宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議を設置いたしまして、令和3年度から、河川水質、新たな観測地点での河川流量、アユ等の生息環境の現状把握など、本格的な調査検討に着手しているところでございます。

本年度は、引き続きこの検討会議において流況についてのデータ蓄積等、農林水産部も含めました関係部局で検討を進めるとともに、令和3年度の検討結果を基に、宮川ダムからの流量の増量も含め、利水者などの関係者と意見交換を開始していく予定にしております。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） ぜひともし水関係者の皆さんとしっかりと話し合っていたきたいと思えます。

このままですと、本当に、おとといの新聞に、松阪地区の五主海岸かどっかのアサリの記事も載っていましたように、アサリも全然取れない、そこへ密漁があるとかで伊勢湾の漁場環境は本当に悪化しております、このままでは伊勢湾の中から漁獲量が本当になくなってしまうのではないかと思いますので、しっかりとその辺りを話し合っていていただいて、何とか流量回復のほうに取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、離島における新型コロナ患者の搬送について質問させていただきます。

昨日の新型コロナウイルス感染者数は全国で7956人、三重県でも90人と、収束の兆しは見えていますけれども、私たちもここでマスクの着用も自由となってきたというふうに、収束はしてきているかなと感じているんですけども、まだまだ油断すると、また再拡大となってしまうおそれもありますので、慎重に対処していかなければならないと感じているところであります。

これまで離島の方に感染者は少なかったんですけども、近頃は先日の質問でもあったように、20人に1人の割合で感染者が出ているような状況ということで、離島の方にも身近に陽性者が出るようになってきております。

今回、質問させていただきますのは、新型コロナウイルスに感染し、陽性となった方の離島における搬送方法であります。

本土側の搬送方法は、私は身近で陽性になられた方から聞いたんですけども、まず自宅待機しなさいと指示があって、高齢者だったために宿泊療養施設に入る必要がある、それから迎えに行きますので自宅で待っておいください、何時何分に行きますと指示があって、県の保健所から用意した車で宿泊療養施設まで搬送されたと言っていました。

これが離島となりますと、公共交通機関が使えないため、定期船が利用できません。個人の船をお願いするんですけども、やはり感染が怖いのでなかなか引き受けてもらえないらしく、消防団の方へも救急搬送のときのためであって防護服も貸与されているそうなんですけれども、やっぱりこちらもいろいろ感染のおそれがあるとかいうことで、それとか後の除染作業に時間を要するというので、なかなか積極的には動いてくれないということ聞いています。

不安になって離島の方も三重県のホームページを検索したりして、搬送方法を探してみるんですけども、救急医療体制のフロー図があるんですけども、やはり新型コロナに関するものはないということで、こちら辺を明らかにしてほしいというようなことがありましたので、今回、質問させていただきます。

そこで質問なんですけれども、濃厚接触者は自宅待機になるんですけども、高齢者や基礎疾患のある方で、自力で港まで行ける方と重症化したために動けない方もいると思うので、その二つのパターンで離島からの搬送方法をお聞かせください。

〔小倉康彦医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（小倉康彦） 新型コロナウイルス感染症患者の搬送につき

ましては、患者の病状を踏まえまして、必要に応じて消防関係者と連携し、入院医療機関や宿泊療養施設までの搬送を行っているところです。

離島におきましては、海上での移動手段を自力で確保できない場合の搬送が課題となっておりましたけれども、令和4年3月までに、鳥羽・志摩地域の民間渡船業者と患者の搬送につきまして覚書を締結し、県内の離島にお住まいの方全ての搬送が可能となりました。その際には、保健所職員や救急隊員が船に同乗した上で搬送することになります。

なお、自宅から離島側の港までですけれども、患者御自身や御家族等の協力を得て来ていただくことを想定はしておりますけれども、身体機能の低下等により移動が困難な場合には、保健所職員ですとか救急隊員が、必要に応じて消防団員等の協力も得ながら、搬送することとしております。その上で、保健所等が医療機関または宿泊療養施設に搬送することになります。

新型コロナウイルスに感染した場合は、お住まいの地域にかかわらず、確実な搬送が可能となるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） ありがとうございます。

先ほど私、紹介しようとして、ちょっと忘れたんですけど、三重県の救急医療体制についてというようなホームページには記載されているんですけども、こういったところでもうちょっと新型コロナに感染したときにはこうなると、離島の場合はこうなると明示してもらいますと、島民の安心・安全にもつながると思いますので、明示できるものがあれば、また、そのような表示の仕方もお願いしたいと思います。

それと、これはここで言っていることかどうか分かりませんが、生命保険の適用になるので、生命保険の証明書を、ここの宿泊療養所に入っていたという証明書ももらうのに、保健所へ申請書を出して宿泊療養施設からそういった証明書ももらって、それを持って保健所へ行って、それからでないで生命保険の証明ができないということで、私の知り合いなんですけれど

も、4月に入ったんですけれども、まだあと1か月程度かかるということを言われたというようなこともあります。

忙しいのは分かるんですけれども、その辺りのところを周りも少しでも早くできないかということもおっしゃっておりましたので、すみませんけど、県の職員の皆さんも本当に一生懸命頑張ってくれていると思うんですけれども、その辺りのところもまた併せてお願いいたします。

続きまして、学習端末の影響について質問させていただきます。

昨年の質問で、先生のスキルによって授業の進捗や理解度については差が出てくるのではないかと質問させていただきました。

今回は、1人1台端末によって、児童生徒の生活環境や身体面について影響があるとの新聞の記事を見ましたので、質問させていただきます。

5月20日の記事には、学習用の端末で有害サイトは制限されていたが、動画サイトは時間制限なしで見られ、連日自宅でゲームやユーチューブに興じるようになった。端末は学校との連絡にも利用するため取り上げることをためらった。教員の先生からは、端末があればネットで調べてしまうのは当たり前で、授業では検索しても答えの出ないようなことを考えさせている、紙と端末をうまく使い分けたいとの記載がありました。

ほかにも、友人のIDやパスワードを盗み、友人に成り済まして違うところのサイトを見ていた等の被害も出ていると書いてありましたね。

私も細かい使い方は中学生の孫に教えてもらうこともあって、子どもたちのほうがそういった使い方は詳しいと思います。

地元の教育委員会のほうへも尋ねてみました。学習効果はおおむね前向きに進んでいる、端末と紙ベースの使い分けもうまく行っているとのことでした。視力については、昨年は1.0未満の児童は約38%だったが、今年度は50%になってしまっているとのことでした。

そこで質問ですけれども、さきに述べたことのように、相談や事例は三重県全体でどのようになっているのか、現状を教えてください。

そして、対策として何か講じていることがあれば、教えてくださいよ

うお願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学習端末の影響や課題、それからそれへの対応について御答弁させていただきます。

小・中学校におけます児童生徒の1人1台端末を活用した取組は、本年度で2年目を迎え、実験や実技の様子を写真や動画で撮影し、科学的な分析や考察を深める学習であったり、児童生徒同士で図や写真、学習シートなどをクラウド上で共有し、相互に書き込みながら意見交換をするといった共同学習など、学習指導での活用が進められているところです。

一方で、授業中に端末の画面に気を取られ、授業内容に集中しにくい児童生徒がいたり、目の健康などにも留意して活用することも大切となっています。

また、学習端末の機能を使って、クラウド上に保存されている他の児童生徒の資料に悪口を書き込むなどの事例も確認されているところです。

こうしたことから、県教育委員会におきましては、端末を効果的に活用することで、児童生徒の集中力を高めるような授業づくりに知見を有しますアドバイザーを市町に派遣いたしまして、授業改善を支援しております。

それから、目と端末の距離を30センチメートル以上離すこと、あるいは、30分に1回は目を休めることなどの健康面の配慮でありますとか、パスワードを他人に教えないこと、人を傷つけることを書き込まないことなどのルールにつきましても、学校と保護者との間で事前に確認するよう、小・中学校に周知しているところです。

また、端末利用に当たりましては、児童生徒への健康への配慮等に関する啓発リーフレットを市町教育委員会を通じまして各学校へ配布し、児童生徒への指導や学校での活用を促してきたところです。

今後も、市町教育委員会と連携いたしまして、ICT教育推進連絡会議というのを設けておりますけれども、こうした会議の定期的な開催を通じまして、効果的な活用方法や課題の把握、それから対応策の協議などに取り組ん

でまいります。

〔14番 野村保夫議員登壇〕

○14番（野村保夫） ありがとうございます。

こういった端末は、本当に有効に使えば、有意義に授業も進むし、本当に便利だと思いますし、いろんな分野の視野も広がって、本当にいいものだと思うんですけども、一方、使い方を間違うと、先ほど教育長のほうから言われたような弊害も出てきますので、その辺りのところを子どもたちに注意を喚起しながら、うまく使ってもらえるように、有効に使ってもらえるようにすることを要望いたしまして、時間も少し余りましたけれども、これで質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。25番 杉本熊野議員。

〔25番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○25番（杉本熊野） 津市選挙区選出、新政みえ、杉本熊野です。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、4月16日、津市で開催されました第2回ひきこもり支援フォーラムについて、お礼を申し上げたいと思います。

今回は、三重県と私たち議員有志の会との共催となり、執行部の皆様にはしっかりとお取組をいただきました。

また、知事、教育長をはじめ、多くの幹部職員の皆様に最後まで御参加いただきました。約350人の参加者を得ました。毎回、事前申込みの倍の方が参加されます。それだけ皆さんの関心の高い問題だと実感しています。

多数の方からアンケートを通して今後につながる意見等を頂戴し、中でも当事者や関係者の皆様からの御意見はどれも大変貴重な内容でございました。

第3回は、8月27日、松阪市クラギ文化ホールで開催予定です。ひきこもり支援の第一人者である筑波大学の斎藤環教授に御講演いただいて、若年層のひきこもりに焦点を当てた内容が予定されております。

今後も、三重県ひきこもり支援推進計画を基に多様な主体の皆さんと連携し、取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

持続可能な農山漁村の地域づくりの推進について質問させていただきます。

(パネルを示す) 紹介します。香山睦実さんです。昨年の春、津市白山町上ノ村で新たに農業に従事しました。三重大学生物資源学部在学中、上ノ村の自然、農業、そして人に出会い、卒業と同時に上ノ村で就農しました。愛知県大治町の出身で、入学当初は、将来的には大学院に進学し、農業に関わる仕事に就くことを想像していましたが、コロナ禍で先が見通せない中、どうせなら本当にやりたいことをやろうと、上ノ村で農業をする決断をしたそうです。

香山さんの言葉を紹介します。

上ノ村には、私が農業をやりたいと思ったらやれる、やらせてもらえる状況があると思った。私が目指すのは半農半X、今は米作り、野菜作り、アルバイトとしての狩猟などを組み合わせていますが、将来的には、農業をしたい人を移住者として呼び込むお手伝いもしたい。半農半XのXは、農村移住コーディネーターですとのことでした。

皆さん、応援したいと思いませんか。香山さんの決断の背景には、上ノ村

には農業をやらせてもらえる状況があるんだと思います。

そこで、上ノ村の地域づくりを調べてみました。概略を紹介します。（パネルを示す）上ノ村は、中山間地域で、人口280人、世帯数78戸、農家数は53戸、専業農家は、地区の担い手1戸のみ、営農組合はなく、多くの農家が担い手に田植、稲刈りを委託しております。

上ノ村は、2009年、田んぼを守り、地区の住民全員で地域づくりを目指して、上ノ村環境保全プロジェクト、略称KKPを設立いたしました。

2011年には獣害対策協議会を設立し、上ノ村全体をぐるっと柵で囲う対策で、KKPは三重県や東海地区の賞を受賞しています。

2013年に三重大学地域戦略センターと連携し、2014年に上ノ村縁結びプロジェクトを設立しました。この活動に参加したのが、三重大学の地域貢献サークルMe i k uです。香山さんは、このサークルのメンバーの1人でした。

地域貢献サークルMe i k uは、米作りや休耕田を利用したレンコン、クワイの栽培に取り組み、獣害対策では、学生3人がわなの免許も取得しました。ピザ窯を造って、住民との交流も行っています。

私も時々、活動に参加させてもらってきました。（パネルを示す）これは、2016年11月です。ピザ窯で焼いたピザをごちそうになりました。トッピングは鹿肉だったように記憶しております。（パネルを示す）これは、2019年の6月です。2014年に設立した村のレストランでおいしいジビエ料理をいろいろいただきました。たしか青木議員も御一緒だったと記憶しております。和風味つけのジビエで、とてもおいしかったです。

土台は、上ノ村環境保全プロジェクト（KKP）ですが、企業を呼び込み、大学生を呼び込み、村のレストランや大豆作りで女性たち、子どもや母親たちが活躍し、多様な人々が主体となって活躍する地域をつくり上げました。

そして、それに連動して出来上がったのが、このMe i k uの体制です。（パネルを示す）これ、香山さんがつくりました。香山さんはヤンマーの懸賞論文に応募をして、そのときに使った資料なんです、優秀賞を受賞して

おります。

この図を見ますと、行政と地域と大学がしっかりと連携しています。また、いろいろな補助金をうまく活用しています。主体は学生ですが、コーディネートしているのは地元、上ノ村、KKPです。この活動に4年間関わってきた香山さんが、上ノ村で就農したいと就農を決断した背景がここにあると思います。

また、2013年には、上ノ村では、担い手の息子さんが40歳代で勤め先を退職し、農業大学校で学んだ後、担い手の後継者となりました。

そこで質問いたします。

上ノ村のコンセプトは、田んぼを守り、地域住民全員の地域づくりです。こうした持続可能な農山漁村を目指した地域づくりは、今後さらに重要となってきました。県として、これまでどのように取り組んできたのか、また、今後どのように推進していくのかをお答えください。お願いします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 持続可能な農山漁村の地域づくりに向けた取組についてお答えいたします。

農山漁村は、農林水産物の安定的な供給、県土の保全、美しい景観の形成、文化の伝承など多面的機能を有していますが、高齢化や人口減少により地域コミュニティが弱体化していることから、集落機能の維持強化に向けた取組が急務となっています。

このため、農山漁村を支える集落機能の維持強化に向けて、県土保全などの多面的機能の維持・発揮、地域資源の活用、担い手の裾野の拡大、多様な雇用機会の創出につながる地域活動の継続を通じて、多くの人々が住みたい、あるいは訪れたいと感じる地域づくりを進めていく必要があると考えています。

県では、これまで、上ノ村をはじめとする地域が共同で取り組む農地や農村環境の維持・保全活動に対する支援、農産物をはじめとする地域資源を活用した新たな商品開発を支援する専門家の派遣、農山漁村地域における体験

活動を通じて地域を盛り上げてくれる若者の呼び込み、農林漁業体験民泊や農家レストラン、地域資源を生かした新たなビジネスにつながる農山漁村起業家養成講座を通じた人材の育成に取り組んでいるところです。

今後も引き続き、様々な地域活動を支援し、集落機能を維持・強化することで、持続可能な農山漁村の地域づくりにつなげてまいります。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 今部長のほうから、様々な取組、事業を御紹介いただきました。

この中にも、上ノ村が利用したものがございます。農山漁村起業家養成講座、それから専門家派遣などを利用しておりますが、土台となっているのは、多面的機能支払制度です。

今、若い世代で農業に魅力を感じる人が増えてきていると言われております。（パネルを示す）これは、新規参入者の最終学歴と就農時年齢でございます。少し古くて、2017年のものですが、全国農業会議所全国新規就農相談センターの調査によるものでございます。

新規就農者のうち、45.2%の最終学歴が大学・大学院です。就農時年齢が一番高いのが30歳代、41.8%、2番目が20歳代、36.3%です。このような若い世代の新しいニーズをしっかりと捉えていただき、持続可能な農山漁村の地域づくりをさらに推進していただきますようお願いいたします。

実は、上ノ村には、県内外からの若者の移住者が、香山さんのほかに3人います。Aさん、静岡県出身、名張市の企業に就職しています。Bさん、三重県内出身、津市内の企業に就職、AさんとBさんは結婚して、今1歳の子どもの育てているところです。Cさん、愛知県出身、三重県庁職員となりました。人口280人の村に4人の若者の移住者と、1歳の赤ちゃんです。

この4人のほかに、在学中に上ノ村に移住し、地域活動をしながら三重大学に通学していた学生が2人います。6人全員、三重大学地域貢献サークルMeikuのメンバーです。どんな活動も核となるキーパーソンがいると思うのですが、上ノ村の場合は、KKP事務局長の木村さんだと思います。

木村さんの言葉を紹介します。KKP設立から13年、ようやく目指したところに近づいていると思います。長い時間をかけて、地域全員で地域づくりをする中で、人が育っていると感じられるようになっていきます。一見、非効率的に見えますが、実は一番効率的です。残念ながら、人が育つことは数字でははかれません。しかし、数字ではかれないものの中に本質があると思っていますとのことでした。

上ノ村の調査をする中で、一つ、気になることがありました。私が香山さんの聞き取り調査をする場に、2人の女子高校生が同席させてほしいと言って、やってまいりました。少し進路に悩んでいるとのことでした。KKPの活動に小さいときから参加してきた高校2年生です。Meikuの大学生の活動を小学生のときからずっと見てきた2人で、自分も大きくなったら、あの大学生のお姉さんのようになりたいと夢を持っていたのでしょう。今、進路として希望校に三重大学も書いてあるのに、先生は三重大学には一切触れず、より偏差値の高い違う大学を勧めてきますと言われました。

人口減少対策の課題として、県外転出超過の約8割は若者とありますが、私は普通科高校でのキャリア教育は十分だろうかと感じているところです。これは、私の所管の常任委員会ですので、そのときにまた引き続き議論をさせていただけたらと思っています。

みえ元気プラン（仮称）、7つの挑戦、7番目の柱、人口減少への総合的な対応では、三重県人口減少対策方針（仮称）を策定するとあり、対策の両輪を自然減対策と社会減対策としています。私は、これは機織りに例えるなら、たて糸だと思えます。たて糸は重要です。けれども、たて糸だけでは布は織れません。私は、よこ糸の一つが、持続可能な農山村漁村における地域づくりだと考えています。

全体的な数字ではかれる人口減少対策だけではなく、その地域が持続可能かどうか、持続可能な地域づくりが、三重県においては私は重要だと思っています。なぜなら、三重県は大都市のない地域分散型の県だからです。

先進事例の調査や地域づくりの視点での丁寧な調査を、ぜひ方針をつくる

ときにお勧めいたしたいと思います。人口減少対策は一朝一夕には参りません。

最後に、香山さんの言葉を農林水産部の皆様に送ります。

たとえ都会育ちでも田舎に懐かしさを感じるように、日本人の心のよりどころとして、農村はなくてはならない存在です。多くの資源を持った農村の活気は、日本全体の活気につながります。香山さんからの言葉です。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

三重県スポーツ推進計画における障がい者スポーツの推進についてです。

6月10日の館議員の一般質問で、パラアスリートへの支援策として、強化指定や選手一人ひとりを把握し、きめ細かな支援を行っていききたいとの答弁がありました。

そして、今年度当初予算には、新たにパラリンピック等選手強化指定事業として870万円が盛り込まれています。事業は競技力向上対策課が行っていただき、S指定選手が8人、A指定選手が6人、合計14人が強化指定されました。福祉だけでなく、競技としての障がい者スポーツの推進にしっかりと道をつけていただきました。

この土日、11日、12日、日本パラ陸上競技選手権大会が神戸市で開催されましたので、行ってまいりました。強化指定選手のうち3名が参加していました。（パネルを示す）井谷俊介選手、日興証券所属、稲垣克明選手、住友電装所属、保田明日美選手、パナソニック所属の3名です。

皆さんから、三重県へのメッセージを預かってまいりました。代表して、この保田明日美選手のメッセージを紹介します。保田明日美さんです。

大学生のとき、事故で大腿部を切断し、整形外科の主治医の加藤医師の勧めでパラ陸上を始めました。先日、5月14日のジャパンパラ陸上競技大会の400メートル走で世界記録を出しました。

もう1枚、紹介します。（パネルを示す）これ、保田選手が走り幅跳びを飛んでいるところの姿です。メッセージです。

このたびは、三重県強化指定選手に選出いただき、ありがとうございます。

県からのバックアップを非常に心強く感じています。強化指定選手として、より競技と真摯に向き合っていかななくてはと身の引き締まる思いです。さらなる躍進を目指して精進してまいります。引き続きの御支援のほどよろしくお願い申し上げますとのことでした。

待ちに待った県の強化指定です。土日の日本パラ陸上競技選手権大会には、競技力向上対策課の松崎課長をはじめ、担当者の方々も会場に来ていただきました。選手の皆さん、本当に喜んでおられました。初めての経験でございます。

パラアスリートやパラスポーツへの支援は、健常者と比べて、全国的にもまだまだ厳しい状況ですが、三重県はようやく大きな一歩を踏み出していただきました。私は、これは三重とこわか国体・三重とこわか大会の大きな成果であり、今後の取組を期待するところであります。

そこで、今後のさらなる推進に向けて、三重県スポーツ推進計画における障がい者スポーツについて質問いたします。

三重県スポーツ推進計画は、今年度が改定の年だと思っています。現在の第2次三重県スポーツ推進計画では、障がい者スポーツの取組の方向性は「運動・スポーツを通じた障がいのある人の自立と社会参加を促進します」となっており、目指すは自立と社会参加ですから、担当は子ども・福祉部でした。

一方、競技力の向上は、対象は健常者のみで、ジュニア、少年、成年選手の育成・強化、女性アスリートのサポートを内容としてきました。

また、地域におけるスポーツ活動の推進でも、対象者は高齢者、女性、ビジネスパーソン世代となっており、障がいのある人は含まれていませんでした。

そこで、改定に当たり、障がい者スポーツを、福祉施策の中だけではなく、競技力の向上や地域におけるスポーツ活動にも位置づけていただく必要があると思っています。

第3次三重県スポーツ推進計画の策定における障がい者スポーツの位置づ

け、推進の方向性について、スポーツ推進局長の考えをお聞かせください。
また、改定の進め方、予定についてもお答えください。お願いいたします。

〔山川晴久地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（山川晴久） 三重県スポーツ推進計画における障がい者スポーツの位置づけや考え方などについてお答えします。

今年度は、令和5年度から始まる4年間の第3次三重県スポーツ推進計画を策定いたします。

障がい者スポーツについては、東京2020パラリンピックや三重とこわか大会に向けた取組などにより、県民の皆さんの関心は着実に高まっており、令和3年度に実施したスポーツ推進と障がい者スポーツに関するアンケートにおいて、障がい者スポーツに関心がある県民の割合は56.1%となっており、令和2年度から6.7ポイント上昇しています。

令和4年3月に策定された国の第3期スポーツ基本計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを実現する社会を目指すため、必要な新たな三つの視点として、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」が示されています。

障がい者スポーツの観点から見ると、障がいの有無に関係なく参画できる環境を「つくる／はぐくむ」こと、様々な立場の状況の人が「あつまり、ともに、つながる」こと、年齢、性別、障がいなどにかかわらず、「誰もがスポーツにアクセス」、いわゆる参画できることが大切だとしています。

このように、国の基本計画で示された新たな三つの視点をはじめ、近年のスポーツを取り巻く状況変化等を参考にしながら、現行計画にある推進施策も見直しつつ、子ども・福祉部など関係部局と連携し、障がい者スポーツの推進の方向性を議論していきたいと考えています。

今後、7月上旬にスポーツ推進審議会を開催するとともに、7月下旬には、新たに設置する作業部会において障がい者スポーツの専門家にも加わっていただき、10月の素案提示に向けた具体的な検討を開始いたします。

その後、12月には中間案を策定し、パブリックコメントを経て、令和5年

3月に最終案を取りまとめてまいります。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

障がい者スポーツへの県民の関心が高まっているということ、それから新たな観点として、つくる、はぐくむ、あつまる、つながる、アクセスできるというところをお示しいただきました。今後の議論に注目させていただき、来年3月の成立を期待したいと思っております。

先ほども御紹介いただきましたが、スポーツは、する人、見る人、支える人で成り立ちます。特に障がい者スポーツは支える人が不可欠です。指導者が少ないです。障がいによっては、同行援護者が必要です。支える人の実態もしっかりと調査していただき、支える人の施策も盛り込んだ第3次三重県スポーツ推進計画を策定されるよう要望させていただきたいと思います。

最後に、8月28日にみえスポーツフェスティバル2022の陸上競技が三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場で開催されます。100メートル走と走り幅跳びで、健常者と障がいのある選手と一緒に競技し、競い合います。

健常者と障がいのある選手と一緒に競技をする大会は、これまでに東京都と兵庫県が行ったぐらいで、これは全国3番目だと聞いております。

国体中止の折には大変厳しいお言葉を頂戴いたしました三重県陸上競技協会の専務理事の松澤さんが、しっかりサポートをさせていただくとおっしゃっていただいております。大変心強いです。知事をはじめ、スポーツ推進局長、スポーツ推進局の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の検証についてです。

一つ目は、差別事案の処理状況の検証と、その結果の周知について、お伺いいたします。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例は、平成30年、2018年6月29日に制定されました。ちょうど丸4年が経過いたし

ました。

この間、三重県は、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでこられたと思いますが、その進捗状況は明らかにされていません。

(パネルを示す) 条例の第33条第4項では、「協議会は、差別事案に関する相談並びに助言及びあっせんに係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障がい者その他関係者及び県民参加の下に、当該差別事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知するものとする」とあります。

この第33条第4項を踏まえ、この間の差別事案の処理状況はいかがだったのでしょうか。また、協議会は、検証をどのように行ってきたのでしょうか。よろしくお願いたします。

[中村徳久子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長(中村徳久) 障がい者差別の相談事案への対応と相談事例の検証についてどう取り組んできたか、お答えします。

県では、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの解消や合理的配慮の提供に向けて、専門相談員を配置し、相談支援に取り組んできています。

条例が制定された平成30年度の相談件数は12件でしたが、令和3年度は84件となり、相談件数は年々増加している状況です。

相談対応の具体的な事例を紹介いたしますと、例えば体育館において、立って見ることが難しい方が椅子を貸し出してほしいと希望したところ、断られるという事例があり、合理的配慮の説明をした結果、椅子を無料で貸し出すように対応が改められました。

また、金融機関の窓口で手に障がいのある方が代筆を断られた事例では、職員による代筆対応が徹底されることになりました。

こうした相談事例は、障がい者差別の解消に向けた取組を推進するため、障がい者の当事者をはじめ、多様な関係者が参加する三重県障がい者差別解消支援協議会において毎年検証を行い、その結果をホームページで公表しています。

また、障がい者への理解を深め、必要な配慮を広く知っていただくため、講演会であるとかセミナーなどもこれまで開催してきました。

令和3年度は、オンラインを活用してこころのバリアフリーセミナーを開催し、障がい者の就労支援であるとか実際の相談に関わる事例を紹介するとともに、事業者の合理的配慮の提供について、当事者を交えたトークセッションを行いました。参加者からは、具体的な事例も取り上げられて、参考にしたいとの意見もいただいております。

令和3年5月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、令和6年6月までに事業者による合理的配慮の提供が義務化されることになるため、今後より一層県民の皆さんの理解を促進していく必要があると考えています。

今後も、様々な機会を通じて合理的配慮に関する普及啓発を行うとともに、セミナーなど、こうした啓発活動の場において広く県民の皆さんから御意見をいただきながら、協議会での議論につなげていくことにより、県民参加の下での相談事例の検証を充実させていきたいと考えております。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 相談事例が年々増えているというところが取組の成果だと思っていますし、相談者の方が窓口の方としっかりと話をさせていただいて、相手の方にも当たっていただいて解決していっているということも伺い、よかったなと思っています。

けれども、検証の仕方が違うと思っています。もう一度、先ほどの第33条を紹介させていただきます。（パネルを示す）第33条は、協議会の役割が第3項に書いてあります。協議会の役割は、まず第3項に、差別事案の処理の結果明らかになった課題を解決するための方策について調査研究をする、これは一つの役割です、これはやっただいておると思います。

第4項は、検証について書いてあるんです。第4項の検証は、こんなふうによりなさいって書いてあります。第4項は、協議会は、「障がい者その他関係者及び県民参加の下に、当該差別事案の処理状況の検証を定期的に行う」

と書いてあります。

先ほどの部長の答弁は、協議会の中で検証したという答弁だったと思うんです。その検証した中身を県民にホームページとかで周知しまして、お知らせしましたよという御答弁だったと思うんですけれども、検証は協議会の中だけをするのではなくって、障がい者、当事者の皆さん、それから関係者、県民参加、一般県民です、一般県民参加の下に検証を定期的に行うというのが第4項なんです。

そのことがこの4年間、できていないと思っています。それは新型コロナの影響もあったと思うんですけれども、私は、この第4項の捉えを部のほうがきちんとしていただいているのかどうか、少し懸念を持っているところです。

部長いかがですか。この第4項についての認識はありますか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 議員御指摘のように、県民の参加の部分が弱かったというのは、これまで事実としてあります。

そういう中で、啓発の時間で行っておりますいろんな研修会であるとかセミナー、こういう場でいろんな意見を聞く機会もいただいてきており、検証についても一定行ってきたということで進めています。

今後、言われたことも参考にしながら、より県民の意見を聞く場、検証の充実について工夫もしていきたいと思っております。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） ぜひこの第4項を忠実に実行していただきたいと思っています。

それから、今県民のところ弱いとおっしゃいましたが、障がい者のところも大事です。協議会に参加しているのは、障がい者の団体の役員の方でございます。ですので、やっぱり障がい当事者の方にたくさん参加していただいて、その場で検証していく、いろんな方の参加の下で検証していく、そのことで条例の実効性が担保されていくことになると思いますし、啓発の場として、私はそれが一番有効ではないかと思っています。

そして、その検証の場で話し合われたことを発信していく、そんなPDCA

をぜひ回していただくことを重ねて要望させていただきます。

それでは、2点目の選挙等における投票の支援について質問させていただきます。

条例を踏まえた取組状況をほかにも幾つか質問したいのですが、時間的な都合で、今回は第30条、選挙等における投票の支援について質問します。

条例第30条は、県は、選挙などにおいて「障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする」となっています。その取組状況と課題についてお答えください。

〔中西正洋選挙管理委員会委員長登壇〕

○選挙管理委員会委員長（中西正洋） 選挙時における投票の支援に関する県の取組状況、それから課題についてお尋ねですので、お答えいたします。

選挙における投票の支援として、市町選挙管理委員会では、代理投票や点字投票の実施をしていただくとともに、問合せがあった場合の対応や制度の紹介を行っていただいています。

さらに、投票所において、障がい者専用駐車場の確保やスロープの設置、スロープの設置が困難な場合には人的介助を行うなど、移動に係る様々な支援についても対応いただいています。

県選挙管理委員会では、市町選挙管理委員会に対して、代理投票や点字投票に関する助言等を行い、これらの制度についての周知や障がいのある方の移動に係る支援をお願いしております。

また、これらに関する市町選挙管理委員会からの問合せに対して助言等を行っております。

このような取組を実施しているところではありますが、県選挙管理委員会としては、投票支援に関する有権者への周知については必ずしもまだ十分ではないと考えており、これまで主に市町選挙管理委員会で行ってきていただいた有権者への広報について、県選挙管理委員会が発行する広報媒体を活用して有権者に周知を図ってまいります。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番(杉本熊野) 投票における幾つかの合理的配慮の実施状況を教えてくださいました。けれども、投票を支援する制度があることの周知が必ずしも十分ではないところがあったということで、今後、参議院選挙間近ですので、それに向けてさらにやっていくという御答弁だったと思います。

ぜひ制度の周知をしていただいて、選挙管理委員会に、こんな配慮はしてもらえますかって、そんな問合せが来るような取組をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ここに、(資料を示す)投票における合理的配慮を欠く問題事例の改善を求める201の事例・要望集という資料があります。手に入れておられると思いますが、4月25日に認定NPO法人日本障害者協議会が出しました。参議院選挙前にぜひ見ていただけたらと思います。

それから、身近なところでこんな声があります。視覚に障がいのある方の声です。代理投票をお願いすると、周りに聞こえる声で投票した人の名前を読み上げられるのが嫌です。代理投票の全てがこんな実態だとは思いませんが、これでは支援する側の支援力が足りません。

また、投票用紙を投票箱に入れるときに、付き添ってくれた方が投函までも代行しようとするところがあると。私は自分で投函したい。自分で投函すべきと思う。それはそうだと思います。障がい者はできないという思い込みや決めつけが、その背景にあるのではないのでしょうか。差別につながっていく意識だと私は思います。

条例は、障がい者が社会参加するときの障壁を取り除くために合理的配慮をすることを社会に求めています。この社会モデルの考え方は、まだまだ広く社会全般に理解されているとは言い難い状況があります。

私自身もまだまだ気づかないことがいっぱいあって、そのたびに、ああ、そうだったと気づかされるのが度々です。今後も、お互いに人権感覚を磨き合いながら進めていく必要があると思います。

最後に、先ほど子ども・福祉部長から、障害を理由とする差別の解消の推

進に関する法律が改正されたというお話がありました。昨年の5月に改正されました。民間事業者については、努力義務とされてきた合理的配慮が、国や地方公共団体などと同様に義務と改正されました。

これを受けて、条例改正の必要があると思います。議提条例でしたので、どのように改正していくのかを今後議論していく必要があるということをし添えておきたいと思います。

それでは、最後の4番目の子どもの権利が守られる三重へということで、2点質問させていただきます。

1点目は、三重県社会的養育推進計画の見直しを！ということで、質問させていただきます。

様々な理由で一時的保護された子どもの施設入所の措置や里親委託を決定する場合、知事の名において決定通知書が出されます。ですから、施設の職員たちは、措置児童のことを知事さんの子どもさんですよって、よく言われます。

一見知事の子どものさんは、今年の3月31日で512人おられます。この子どもたちの育ちを三重県で、社会全体でどう支えていくのか、大変重要な問題であり、その体制整備の基本的な考え方や具体的な取組方策をまとめたものが三重県社会的養育推進計画です。

計画期間は10年ですが、10年を前期と後期に分けて、前期末と各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえて、必要な場合には見直しを行うと明記されております。10年間で3回も見直しを行う計画は珍しいと思いますが、それだけ子どもを取り巻く環境は変化が著しいからだだと思います。

そして、今年度、令和4年度は、前期の中間年です。進捗状況の検証と必要な見直しを行う年となりました。

この計画は、中村部長が次長当時、担当者としてまとめられたものです。私はそのときのことをよく覚えています。ですから、しっかりと見直しをやっていただけるものと確信していますが、改めて子ども・福祉部、中村部長に質問させていただきます。

社会的養育推進計画については、今年度、当時の計画策定委員を中心に取組の検証を行い、状況変化に対応した見直しをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 三重県社会的養育推進計画の見直しの考え方についてお答えします。

議員御紹介のとおり、私は当時、課長でしたけど、この計画の策定に携わりました。私にとっても思い入れの強い計画になっております。

御指摘のように、10年計画で前期と後期を分けて、前期の今年度に進捗をしっかりと確認して見直すかどうか考えていくというふうにやっております。

計画ができてからの動きなんですけど、ちょうど計画と軌を一にするように、新型コロナの感染拡大が始まりました。そういうこともあって、いろんな里親の募集であるとか、子どもたちとのマッチングとか、多くの支障が出たようなこともありました。

また、今般、児童福祉法が改正されて、令和6年4月からは施設等を利用できる子どもの年齢上限が撤廃されることになりました。これまでは原則18歳まで、また、延長ができるのも22歳ということになっていたんですけど、それが上限がなくなるというふうに、子どもたちを取り巻く環境にも様々な変化が生じています。

そのため、まずは、当事者、里親の皆さんや児童養護施設の関係者の皆さんでつくる協会などと意見交換をしっかりとするとともに、県内にある児童養護施設や乳児院など、それぞれの施設から聞き取り等も行いまして、子どもたちの状況や施設が抱える課題など、現状把握をまずはしっかり行いたいと思っています。

その上で、計画の進行管理を担う三重県社会福祉審議会の児童福祉分科会に専門部会を設けているんですけど、把握した現状や課題も共有しながら、検証を進めていきます。

また、部会の検証に当たっては、オブザーバーやいろんな意見を聞く人と

して有識者であるとか市町の代表者等、そういう人にも参加してもらうとともに、審議回数も増やしたり体制も強化しながら、丁寧に議論していきたいと考えています。

この検証結果を踏まえて、必要があるということになれば、計画もしっかり見直していきたいと考えています。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 見直していただくということなのですが、見直しの場合私は問題にしたいと思っています。

見直すときに、やっぱり市町というのが絶対欠かせないと思うんです。それは後でまた、その理由は申し上げますけれども、先ほど児童福祉専門分科会の部会で見直して、オブザーバーとして学識経験者と市町をという御答弁だったと思うんですけれども、オブザーバーというのはどんな立場ですか。一緒に対等な委員として参加できるのでしょうか。オブザーバーというのは意見が言えるのでしょうか。議論に参加できるのでしょうか。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 有識者も市町の代表の皆さんも、計画当初も参加していただいております。審議会でも同様に、必要な意見は述べられるようにしていきたいと思っています。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 回数も重ねてというのであれば、きちっとやっぱりこの計画の見直しの検討会としてやるべきやと思っています。

今は、部会にオブザーバーとして参加させてやるって、回数を増やすというんなら、きちんとその回数分を見直しの検討会として私は設定すべきだと思うんですけれども、なぜそれをやらないのかをお聞きかせください。

○子ども・福祉部長（中村徳久） まずは、部会を検証、進行管理の場と位置づけておりますので、そこでしっかり議論した上で、必要があれば検討会も立ち上げて、見直しをするということで考えております。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 必要とあれば検討会を立ち上げてという御答弁をいただ

きましたので、そういう方向で進んでいくんだろうなと理解させていただきます。

なぜ私がこのことにこだわるかというと、幾つか視点はあるんですけども、やっぱり全体で議論してほしいという、一番の理由はここに 있습니다。

(パネルを示す) これ、一時保護対応件数の推移です。このグラフを見てください。一時保護の件数は、私が1期目だった15年前、平成18年度から増加の一途をたどっています。青い折れ線グラフのところは、児童相談所の一時保護所です。赤い折れ線グラフのところは、児童養護施設や乳児院へ委託する一時保護です。

それで、両方とも増えているんですが、特に増えているのが施設に委託される一時保護です。平成18年度の70件から、一番多かった令和元年度の497件までは7倍に増加しています。

一時保護を両方足すと、平成18年度は343件、平成30年度は974件、3倍近くに一時保護が増えているんですね。急激に増えていった施設の皆さん、こんなに一時保護が増えているのに措置件数は変わらないって、これ、大丈夫なのかというのが率直な実感でございます。

実は、これだけ一時保護が増えているのに、児童養護施設や里親へ措置された児童の数は、この15年間、全く変わっていません、変えていません。平成18年度末は543人、今年の3月は512人、減っています。31人減っているんです。常に500人程度で、措置の子どもは変わっていません。

つまり、せっかく一時保護されても、多くの子どもが家へ帰されているということです。そして、この15年間で、三重県内での虐待死は2件発生し、1件は児童相談所が関わっていながら死亡した事件であります。家へ帰した後の支援は大丈夫でしょうか。つらい思いをしているのではないかと、私は本当に心配です。

ですから、この社会的養育を必要とする子どもの数の見込み数が本当に500でいいのかって、ここのところをしっかりと議論していただくには、やっぱりいろんな方が寄った場で振り返って、検討していただく必要がある

と思っています。

在宅での見守りは、今、法改正されて、市町の役割です。その市町の体制整備は大丈夫でしょうか。ここのところもしっかりと検証すべきだと思います。見守りという名の放置になっていないか、しっかりと検証していただきたいと思います。

ほかにも、あと2点ぐらいあったのですけれども、次の子ども条例の見直しについて知事とやり取りをさせていただきたいと思いますので、ぜひしっかりと総合的に各関係者が寄って見直していただくことを再度強く要望させていただきます。

それでは、最後の質問にさせていただきます。「三重県子ども条例」の見直しを！ということで、知事に御質問したいと思います。

2021年6月16日、ちょうど昨年、1年前の一般質問で、私は、三重県子ども条例制定10年を契機に子どもの権利条約に立ち返り、国の法改正も踏まえ、三重県の子どもの実態を捉え直しながら、条例の見直しを求めました。

それに対して、鈴木前知事は、子どもを取り巻く環境が変わってきているということ踏まえて、特に子どもの権利が侵害されている部分がないか、それを守っていくために、子どもの目線に立って取組が不足しているところがないか、それをこの9月から外部の専門家の皆さんと一緒に洗い出して、その上で条例の見直しの可否について検討していきたいと思いますと答弁されました。

私は、この知事答弁に沿って見直しの可否の検討がなされるものと思っていましたが、そのとおりには取り組まれませんでした。知事が交代したのでやらないということでしょうか。

現行条例の問題点については、昨年度、詳しく申し上げたつもりですが、不十分だったのでしょう。再度、少しだけ申し上げます。

前文に子どもの権利がうたわれていますが、内容は地域づくり条例であり、全国的な分類でいえば理念条例と分類されています。実際、施策の実効性に欠けています。

例えば施策の基本事項として、子ども施策に関して、子どもが意見を表明する機会の確保や子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援などが挙げられていますが、この10年間、特に目立った取組はありませんでした。

この間、国の法制度は次から次へと改正され、新しい法律も成立しています。児童福祉法の改正法、児童虐待の防止等に関する法律の改正法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律などです。その背景は、子どもを取り巻く状況がどんどん厳しくなっているからだと思います。

最近では、子どもへの性犯罪やヤングケアラーの問題も社会問題化しています。また、長引くコロナ禍も子どもたちに深刻な影響を与えていると思います。

さらにまた、今、国会ではこども基本法案が審議中で、今日、参議院の内閣委員会を通過し、明日にも可決の見込みとなっております。

このこども基本法案、幾つか課題はあると思いますが、三重県子ども条例と照らし合わせてみると、そごがあります。例えば、条例は子どもを18歳未満と定義していますが、こども基本法案では年齢が撤廃されました。心身の発達の過程にある者と新たに定義づけされました。また、子どもの基本的人権の保障や差別的取扱いについても踏み込んでいます。

この10年間で、国のほうが随分と進んできています。それでも条例改正しないのでしょうか。子ども施策は、三重県にとってそんなものなのでしょうか。1年たって、再び、今度は一見知事に質問をさせていただきます。

日本が子どもの権利条約を批准して、およそ30年です。国会では、こども基本法案が可決、成立しようとする中、三重県の子どもの実態をしっかりと捉え直し、三重県子ども条例を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。一見知事の考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県の未来は、子どもたちにかかっています。とっても大事な存在であります。私も、512人の子どものために頑張らないとい

けない。それだけではありません。三重県の子どもはもっとたくさんいます。子どもたちのために、その権利が守られるために、しっかりと頑張りたいと思います。

国で働いておりましたときに、身体障がい者の方々、あるいは精神障がい者の方々のためのバリアフリーの法律に2回携わっております。法律というのは、状況が変われば当然変えていくものであります。

最初は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律、これの制定のときにやらせていただきましたけれども、その後、6年後に法律は変わりました。そのとき、私は携わっていませんでしたけど、それからさらに改定するとき、最初から数えて18年目でありましたけど、バリアフリーの理念を入れ込むという改正をやらせていただきました。

法律が大事なのではなくて、課題に対してきっちりと向き合っていくというのが大事だと思っています。

三重県でも、2011年に三重県子ども条例ができました。これは単なる理念規定ではなくて、具体的な方向についても規定されている条例であると承知しております。

その条例制定から、議員御指摘のように、10年余りが経過しているということ、それから子どもを取り巻く環境は、昨年、前知事が答弁をしたときより、もっと変わっています。児童虐待の数は増えています。残念ながらであります。子どもの貧困も増えている。ヤングケアラーという新しい問題も出ているということでもあります。

また、国会でも、議員御指摘のように、こども基本法が明日にも成立するという状況でございます。

昨年、議員から御質問いただいて、県でも有識者の方々から御意見を伺って、改定する必要があるのではないかとということで、前向きに考えてきたということをお聞きしております。

ただ、その前に、子どもの現状をしっかりと調査・把握すべきだということをお有識者の方から言われたので、それをやってきたということでございます。

して、みえの子ども白書を改訂しようということで、その現状をしっかりと盛り込んでいこうということで、今動いているということでございます。

この子ども白書を受けて、さらに、子どもたちに対してアンケート調査をしようということを今動いているところでございます。やっぱり身体障がい者の方、精神障がい者の方もそうですが、当事者の方の意見を入れなさいいけないと思っています。子どもたちがどう考えているのか、それを盛り込んで条例をどう変えるべきかというのを考えていかなきゃいけないと思っていますところでございます。

こども基本法、それは大綱もまた策定されるということでございますので、国の方向も見ながら、一番大事なのは、子どもたちがどう考えているのか、子どもたちの権利をどう守っていくのかというのを考えて、この段階でどういう改正ができるのか、条例の改正についてしっかりと議論していきたいと考えているところでございます。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 先ほど知事の答弁から、これまでの経験を踏まえて、特にバリアフリーに関わってこられた経験を踏まえて、課題に対してきっちりと対応していくことが大事という、大変思いの籠もった力強い御答弁をいただきました。

条例は改定する方向でと受け止めさせていただきました。ただ、その進め方であるとか、それから予定については、また今後、部のほうに確認をさせていただきたいと思いますが、あまり悠長なことでは私はいかがかなと思っていますところであります。やっぱり一日も早く、少しでも子どもたちが安心できる三重にと思っていますところであります。

私は1歳の子どもと一緒に暮らしているんですけど、とっても柔らかいです。そしてぐんぐん育っていきます。幼い子どもたちが傷つけられることなく、安心して豊かに育っていける三重にしたいと思っています。

そして、その育ちを温かく育める三重づくりをぜひお願いしたいと思っていますし、私も共に頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお

願いいたします。

それでは、これで終結させていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

休 憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。46番 山本教和議員。

〔46番 山本教和議員登壇・拍手〕

○46番（山本教和） 志摩市選挙区選出の山本教和でございます。

今日は、議場が何となく黄色が多いな、そんな感じがします。先ほどの杉本熊野議員も、太陽のような優しい黄色でありましたし、また、ウクライナの国旗はブルー、青空の青で、その下の黄色は、ひまわりの色もあるけれども、あそこは穀倉地帯ですから、小麦とかトウモロコシを表現していると言われております。

今から、国際社会で今起こっている事について質問してみたいと思います。

知事の提案説明で、国際情勢の項目でかなり踏み込んだ表現がなされております。（資料を示す）この提案説明です。ロシアのウクライナの侵攻であります。ロシアは、ある日突然、隣国に攻め込む、今まで何度となくそういうことがありました。容赦なくその街を破壊する、そういった国だ、こんな

ふうにずーっと感じてきました。

北欧のスウェーデンとはもう何百年、戦争をしている。その南のフィンランドもスオミの国と言われてはいますが、スオミの一部を勝手に割譲していくということもあるし、また、その南のバルト三国も、ここをじゅうりんしていった。

ポーランドは、ワルシャワですけど、西からナチス・ドイツが攻め込んだ。東のほうからはソ連が攻め込んだ。で、街はもう壊滅になったわけですね。そんなこともあった。

チェコも、プラハの春、自由な風が吹き込んだけれども、その前は共産化されているというようなことでもありますし、また、我々の学生時代だったですけども、ハンガリー動乱というものもあった。これも共産化になった。

ルーマニア、これは共産化になりましたけれども、例のチャウシェスク大統領が、最後は大統領官邸のあの中庭で自分の国の兵士によって銃殺された、その模様が全世界に流れたというようなこともありました。

それで、今のウクライナであります。

一見知事は、国土交通省の役人として国民のために尽くされてまいりました。特に海上保安庁の最高幹部のお一人として海の安全を確保し、国を守る最前線で活躍された経験があり、誰よりも人の命を大切に、地域を守り、国を守る思いが強い方だ、そんなふうに思っております。

ウクライナの今の惨状、子どもが顔をくしゃくしゃにして流す涙、途方に暮れる女性の悲しむ姿、お年寄りの顔に刻まれたしわに流れる涙を見ると、本当につらい思いをいたします。これも私だけじゃなくて、日本国民全部そうだと、そんなふうに思うわけであります。

それで、私ども団塊の世代が若かった頃、少し上の世代かも知りませんが、都会の喫茶店では、見知らぬ男女が隣同士、腕を組み合いながら、フロアの中央でアコーディオン奏者がリードしながら、トロイカやカチューシャやそんな歌を声を張り上げて、そんな姿が見受けられました。

知事はもう少し時代が下がる、ちょっと若いかも知りませんが、そうい

う経験はないか分かりませんが。テレビでは、ダークダックスやボニージャックス、こういったコーラスグループが茶の間にロシア民謡を流しておったと、そんなこともありますし、我々日本人にとって、政治は別にして、ロシアという国はとて文化面でいい国だなという、そんなことを思っていた国民が多かったらと思うんですね、昔は。今は恐らく違うのでしょう。

もう50年以上前になりますけれども、大学1年生のときでありました。横浜から船に乗って、津軽海峡を渡って、ナホトカへ、その後、汽車に乗ってハバロフスクに行った。

それから後は、アエロフロートでモスクワというコースだったんですけども、そのハバロフスクで街を案内してもらったのが若い青年で、自分のほうから、自分のうちはウクライナ出身ですと言ったんですね。私は何にも気にしませんでした。だけど、50年以上たって、なるほどそういうことかということが最近分かりました。

後から説明というか、紹介しますけれども、ウクライナからモスクワといろいろ問題を起こしている人はシベリアに送られたり、沿海州のハバロフスクやウラジオストクやナホトカに連れてこられた方もおるでしょうし、また、自分自ら亡命して沿海州に来たというような家庭もあるかも知れません。

19世紀、20世紀、ウクライナ人は、先ほど言ったように、沿海州に送り込まれた。特に中国の東北部、大連だとかそういうところへも白系ロシア人と言われる方々が亡命した。樺太へもウクライナ人が亡命したり、移住したりしている。

その中に、我々が小さい頃、巨人・大鵬・卵焼きと言われた時代があつて、大鵬のお父さんはウクライナから樺太にやってきたウクライナの軍人の1人だった、そんなふうにも聞いております。

時代は変わって、ゴルバチョフの時代であります。モスクワ市内の中のドルショップでは、USドルを持ったモスクワの若者が、西側の、全てじゃないんでしょうけど、ブランド品を買い求めて、長い行列をしていたのを覚えております。

また、モスクワ市内の中でも、日本の漢字をプリントした車が逆さになって、市内を走っている、中古車でしょけれど、そういった姿も見ました。

そういった中で、あるモスクワの集合住宅を訪ねました。その集合住宅で訪ねたのは、元高校の教師でありました。私は、今の国の状態というのは、正直、どんなふうに思ってみえますかということを質問したんですね。

そうしたら、元教師は、自分は子どもたちに自信を持って、誇りを持って教えてきた。国の方針を伝えて、しっかりと教えてきた。だけど、国がこんな状態になって非常に残念だ。国が崩壊しちゃったわけですから、非常に残念だ、こんな思いもしていると、そんなことをおっしゃっていました。非常に印象的なことでありました。

少しモスクワのことについて紹介させていただきました。

次は、ポーランドであります。ポーランドといっても、私は直接訪問したことはありませんけれども、ウクライナのことでしょけれども、ウクライナの隣のポーランドは、300人以上のウクライナの方々が亡命されている。今帰っている人も多いんでしょうけれども、そういったポーランドの中で、先ほど言いましたように、ワルシャワはぼこぼこにやられたけれども、今はきれいな街になっています。

隣のクラクフ、これは古い町で、サミットも開かれた、そんなふうにも報道されていますし、意外と報道されていないのがアウシュビッツ、これもワルシャワのすぐ南であります。そんな街でありました。

今、日本の映画館で、あの名作「ひまわり」が各地でリバイバル上映をされ、その入場料の一部がウクライナの支援に回っているということでもあります。ソフィア・ローレンとマストロヤンニが共演した映画で、戦争の悲劇、夫婦の悲哀、そういったものを描いた感動的な映画でありました。本当は映画のポスターを見てもらおうと思ったんですが、著作権の関係でなかなかそれも難しい。主題曲をここで紹介しようと思ったけれども、それもなかなか難しいということでありましたので、今日は（実物を示す）この黄色い花を持ってきました。

これも舞台はウクライナで、我々が高校生頃、昼休みに校庭でフォークダンスが行われておりました。少し聴いていただきたいと思います。（音楽を流す）これは、ウクライナのフォルクローレ、コロボチカであります。

また、アメリカのブロードウエーで大ヒットしたミュージカル、屋根の上のバイオリン弾きは、日本では森繁久彌さんが900回以上公演された、ウクライナが舞台のユダヤ人の物語であります。

つい、いろいろと申し上げましたけれども、欧州、アジア、御自身の様々な国土交通省時代のそのような経験も踏まえて、いろんな関わりがあって経験された事柄について、今回のこの議場で、我々に体験談を紹介していただければと思うわけであります。最後、一括でお願いしたいと思うんですが。

次に、ウクライナから今三重県に来ている方々に、県はどのような支援策を行っているのか、これも御紹介していただきたいと思います。

次に、太平洋・島サミットが、新型コロナの影響でオンラインで開催されたわけですが、共通する課題、例えば産業とか環境とか、温暖化、DX、脱炭素、漁業、人口減少、こういった課題について協議され、これからもやっていかれると思います。

今まで地味な会議だと言われ、福島県で開催されておりましたけれども、今後、これを発展させていかなきゃいけない、交流を深めていかなきゃいけない、そう思う1人であります。

だけど、最近、にわかにクローズアップされてきました。それは中国であります。南シナ海は、もう我が国の海だというような、そういう情報もありますし、また、東シナ海もそう。最近、南太平洋にも中国の手が伸びようとしておると。特に気をつけなきゃいけないのは、昔のセイロン、ここの港が中国のチャイナマネーを返せないというような状況で99年間、その使用权を中国に与えると、そんな報道もされておまして、十分、我々日本国と交流を深めていかないと駄目だ。

特に、三重県と関わりが深い、パラオだとか、漁業で交流がありますキリ

バス、心配なことがあります。チャイナマネーがどっと入っている。昔に比べて、今は本当に日本のODAで島が本当に復興された。復興に使われていたのがチャイナマネーでどうなっていくのかなということは、心配されている方々もたくさんおいでだと思います。

安全保障の観点からも、関係強化を図らないといけないと思っていますけど、知事はどのようにお考えかと、こんなふうに思います。

最後に、尖閣諸島についてであります。

2010年の9月、中国漁船の衝突事件がありました。中国漁船を違法操業として取締りを行った海上保安庁の船に中国船が体当たりしてきた、あの事件であります。結果、処分保留、不起訴、強制起訴、こういう経過をたどったのでありますけれども、不起訴というのは、もうこれはどうなんだというような国民の大きな声で強制起訴という結果になったわけではありますが、船長は釈放ということで、これは諸般の諸情勢で釈放したということですから、尻切れとんぼで終わっちゃったのかなと、こんなことを思う1人であります。知事の見解をお伺いしたいと思います。

また、山本里香議員の質問で、知事が言われた尖閣オペレーションということ、時間の関係で終わっちゃった。説明できない部分もあろうかと思いません、秘密にしなきゃいけない部分もあろうかと思いません、オペレーションですから。だけど、言える範囲で、どういう海上保安庁に計画といたしますか、そういった事件に対応する、対処するには、こういう枠組みで進めていかないといけないということが恐らく説明されておられたらと思うんですね。それについても、我々に言える範囲でおっしゃっていただければ、そんなふうに思います。

先般のニュースで、中国軍機に日本の自衛隊機がスクランブル発進したのが720回だそうであります。中国の海警局が320日、日本の尖閣諸島の領域に侵入してきたというような状況でありますから、いかがなものだろうか、きな臭いことになってこやしないだろうかと本当に思う1人であります。

また、少しロシアの話に戻りますけれども、中近東のシリアもロシアが支

援しておると。特にひどかったのは、アフガニスタンにソ連が侵入して、それを押し返したアメリカ、そういったロシアとアメリカとの間に例のアルカイダが入ってきて、結局、アメリカとアルカイダが戦争状態になって、ああいったツインタワーに旅客機がぶつかるといふこともあったわけでありませう。

それから、意外と今報道されていませんけれども、中国の珍宝島、ダマンスキーという島なんですけど、そこの領有権を中国とソ連とが争った、銃撃戦が行われたということもあります。

日本の隣国も、北朝鮮もそう。安倍総理がプーチンに28回も会ったけれども、1ミリも北方領土は戻ってこないという状況の中で、国の幹部として活躍された知事はどう思ってみえるのか、こんなふうにも思います。

この場面ではこの辺で切らせていただいて、また再質問でお尋ねしたいなと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 山本議員の熱い思いを語っていただきました。ウクライナへの思いも、またポーランドへのお気持ちも、ロシアに対する思いというのもお聞かせいただきました。

非常に多岐にわたる御質問でございますので、まず、私のほうからは、海上保安庁の経験も含めまして、今の国際情勢について少しお話をさせていただきます。

御指摘いただいたウクライナの件で申し上げますと、今我々ができることというのは、ウクライナから避難してこられる避難民の方を受け入れるということでございます。同じ地球人として、ウクライナの方に寄り添って、避難される方に対してきちんとした対応をします。これは行政だけではありません。三重県の企業の方も御協力をいただいて、対応させていただいてまして、詳細は、後ほど部長のほうからお答え申し上げますけれども、現在、6人の方が三重県においでになっておられるということでございます。

また、スリランカのハンバントタ港のお話もされました。中国の債務のわなということもございますけれども、これについても、我々はしっかりと対

応していく必要があるかと思っております。

太平洋島嶼国の話でお話いただきました。これも後ほどまた私のほうから、関連でお話を申し上げたいと思います。

ロシアのウクライナへの侵攻の関係でございますけれども、今年の2月に突然、武力による現状の変更、国際法違反ということで、ロシアはウクライナへ侵攻したわけであります。

実は、その後も様々な動きが出てきております。例えば中国の王毅外相は、5月26日から6月4日までの間に南太平洋諸国を訪問されました。また、5月24日には、中国とロシアの爆撃機が日本周辺海域を飛ぶと。昨年の秋には、中国とロシアの軍艦が日本の周辺を回遊するというのもありましたので、非常にきな臭くなってきているかなという感じがいたします。また、北朝鮮はミサイル発射を繰り返しているということであります。

また、報道によりますと、今まで長年にわたって核の軍縮が進められていたのが核兵器は少なくなってきたということなんですが、最近、また増える傾向にあるという報道もあつたりいたします。世の中が変わってきたかなというところですよ。

最大のポイントは、提案理由のところでも申し上げましたが、民主主義国家群と専制主義国家群の対立が先鋭化しておるということでありまして、日本の立ち位置を明らかにすることが求められているということだと思います。

そんな中で、海上保安庁の経験でどうなんだという話がありました。尖閣オペレーション、これは秘匿の話が多いものですから、お話しできないものが多いんですけども、御指摘いただいたように、1年365日、荒天の日を除いて、尖閣諸島の接続水域というのがあります。領海の外側に12海里で設けられているところでありますけど、そこに、中国の公船はほぼ毎日やってくる。そして、領海の中にも侵入してきているということです。これを海上保安庁の巡視船は体を張って守っているということでありましてけれども、海上保安庁がどんな思いで尖閣諸島を守っているかといいますと、当方から、我々から、あるいは日本からエスカレートさせない、これは安全保障の言葉

でエスカレーションラダーを上らないと言います。それが非常に重要であります。相手が幾ら挑発してきても、こちらは冷静に対応するということが重要なことでありまして、平時のままにしながら対応していくというのが、海上保安庁のオペレーションの要諦でございます。

ロシアの今回のウクライナの侵攻に関しては、幾つかの教訓を我々日本人は得たのではないかなと思っています。今私が考えられますのは、四つぐらいのポイントかなと思っています。

一つは、先日も申し上げましたが、もう今や一国では平和を維持することは困難であるということでもあります。日本も強固な日米同盟に支えられて、平和を維持することができるということでございます。また、フィンランドやスウェーデンがNATOへの加盟を志向すると。今まで長い間入らなかったところがそうなってきたというのは、今申し上げたことではないのかなと思っています。

また、抑止力の重要性というのも意識されているのではないかと思います。核兵器、これはないにこしたことはないです。ただ、残念ながら、今は核による平和という状況になっています。核の抑止力というのも意識をされたと思いますし、反撃能力というのも抑止力として必要ではないかということで、国会で議論されるものだと考えております。それが2点目であります。

3点目は、ウクライナのことは我々もしっかりと対応していかなきゃいけないんですが、ウクライナと日本は距離があります。しかし、これがいざ台湾海峡への問題となったときには、もうすぐそこです。隣の問題、いや、日本の問題になります。

台湾海峡への影響ということで申し上げますと、三つのポイントがあると思います。

一つは、日本がどういう対応を取るかによりまして、中国本土に多くの三重県の企業も進出しております。いざ事が起こった場合には、この企業の資産は差押えに遭うと思いますし、それだけではなくて従業員の身柄も押さえられる可能性があるんで、状況に応じて、早めに避難してもらうというこ

とが重要かと思っています。

3番目、台湾海峡の影響の2番目で申し上げますと、台湾において、NEO、非戦闘員退避活動、これも直ちに対応していくものだと思います。これは国において対応するものでありますが、三重県の人が台湾にいた場合に無事に退避できるかどうかというのは、しっかりとウオッチしておく必要があると思います。

3番目の問題の3点目、避難民の受入れであります。台湾の人がもし仮に日本に逃れてくるということになったら、ウクライナの人の数の比ではありません。多くの方を受け入れる準備をしておかないといけないということを少し最近考えております。

4点目、これは三重県における攻撃への備えをしっかりと取っていかねばいけないということでもあります。日本を狙っているミサイルはたくさんあります。北朝鮮だけではなく。重要影響事態、存立危機事態と恐らく事態はエスカレーションしていく可能性があります。最終的に武力攻撃予測事態、あるいは武力攻撃事態になる可能性も考えておかないといけないと思っています。

そのとき、我々は、三重県民はどこに逃げていくんでしょうか。そういったこともしっかりと考えないといけません。キーウはロシアから離れてはいますが、ミサイルの攻撃を受けております。そういったこともしっかり見直していかなくちゃいけない。行政としては、避難、救援、しっかりとした対応をしていかなくちゃいけないと考えているところでございます。

いずれにしても、ウクライナのことを対岸の火事とは考えないで、我が事感を持って対応していく、備えていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） それでは、私からは、ウクライナ避難民に対する県の支援策についてお答えさせていただきたいと思っております。

ウクライナからの避難民に対しては、支援内容が多岐にわたることから、

全庁横断の受入れ体制として、関係部局による連絡調整会議を設けています。

具体的な支援内容につきましては、みえ外国人相談サポートセンター、M i e C o に設置した相談窓口で相談対応を行うとともに、すぐに入居可能な県営住宅を確保しています。

また、関係機関と連携した就労支援や保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校等への就園・就学を支援することとしています。

先ほど知事のほうからも御紹介させていただきましたが、県のみならず、県内の企業6社から支援の申出を受けておるところでありますし、出入国在留管理庁に対して、複数の市町から支援のお申出もあつたつつかんでおります。

さらに、今後の課題として、県内に定住されることを視野に入れた中長期的な対応も検討していく必要があると考えているところでございます。

今後の対応につきましては、引き続き、庁内関係部局や市町等と連携を行って、ウクライナから避難される方お一人お一人に寄り添った対応をしてまいりたいと思います。

○知事（一見勝之） 続きまして、私のほうから、太平洋島嶼国について御質問がありましたので、お答え申し上げます。

三重県におきましては、平成8年から太平洋島嶼国の中のパラオと友好提携を結んでおりまして、去年、ちょうど25周年の節目、佳節を刻んだところでもあります。これまでに漁業関係とか、あるいは環境関係、これはI C E T T が頑張ってくれておりますけれども、ごみの分別などで協力をしまして、大変感謝されているところであります。

また、パラオだけではなくて、太平洋島嶼国に対しては、これから、例えば間接的でありますけど、カーボンニュートラルの取組をしっかりとやることによって、彼らの国あるいは島の維持ということも、海水面が上がってきますので、そういったことでの協力というものも当然出てくると思っております。

安全保障面で申し上げますと、太平洋島嶼国は、御案内のように、さきの大戦で戦略上の要衝でございました。これはアメリカ対日本という形で展開

をされたものでありますが、あの地域は、アメリカを攻撃するには非常にたやすい場所、必要な場所であります。それから、アメリカとオーストラリアを分断するのに有為な場所であります。最近では、研究者の間で、第1列島線、第2列島線に続いて、第3列島線という言葉が出てきていますが、それは太平洋島嶼国を指しております。

日本政府においては、FOIP、自由で開かれたインド太平洋構想、海上保安庁のときに私もこの担当会議にも出ておりましたが、太平洋島嶼国と日本の間で、海上保安でありますとか、漁業でありますとか、観光とか環境といったもので協力をしていくということで、太平洋島嶼国に対する中国の関与を薄めていこうという意図もあるのではないかと私は推察しているところでございます。

太平洋島嶼国に関して、パラオのお話を冒頭申し上げましたが、この5月17日、18日は、志摩市で、太平洋島嶼国6か国の大使を招いて、リアルの会議がようやくできました。三重県は、去年の5月から地方自治体の代表ということでやっておりましたが、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議がリアルで、ようやくこの5月に開くことができました。

具体的な課題については、国、日本国と太平洋島嶼国というよりは、地方政府、我々がパートナーとして太平洋島嶼国の方々と、実際にどういうやり方ができるのか、どういう支援ができるのかということをやっていくほうが適切であるということで、このネットワークができたわけでありますけど、実際に志摩市に來られた大使もようやく様々な話がリアルでできるということで喜んでおられました。

今後も協力を進めていきたいと考えているところでございますが、国も地方自治体も、太平洋島嶼国との絆を強めていくということ、もうこれは安全保障に限らずでありますけれども、太平洋島嶼国の発展のためにも、そういったことを行っていくべきであると考えております。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） 知事から、台湾の問題は対岸の火事にしちゃいかんとい

う話がありました。

我々小さい頃ですけど、台湾と大陸とで、間にある島で銃撃戦があったと、金門島という小さな島の領有権を争って銃撃戦があったということも聞いておりますし、また、1962年にキューバのハバナの近郊で、いわゆるキューバ危機がありました。私が中学2年生頃だったと思うんですけども、内緒で当時のソ連が、船でキューバへミサイルを運んで基地を造って、アメリカを攻撃しようという動きがあったんですね。

それに気づいた当時のアメリカのジョン・F・ケネディと弟のロバート・ケネディが、もうこれは第3次世界大戦になるかというような、そんなことを報道されておりました。

だけど、最終的には、当時のソ連のニキータ・フルシシヨフがそのミサイルを船に積んで自国へ持ち帰ったと、そんな事件もありました。

非常にきな臭い話をしますけれども、自分たちの国をしっかりとこれから守っていかなきゃいけない、そんなふうに思うのであります。

最後になりましたけれども、知事から山本里香議員の質問でオープンハイマーの話が出ました。これは核の話です。某放送局で「映像の世紀」という番組があって、もう何度となく放送されておったのが、知事が言われたオープンハイマーの、例のネバダ州の砂漠で実験を行った。それと一緒に、パイプを吸って、テンガロンハットみたいな帽子をかぶって、マンハッタン計画を進めたと。それはドイツ系のブラウン博士と一緒に進めて、それを成功させて、エノラ・ゲイに積み込んで広島に原爆が投下されたというような苦い歴史もあるんですね。

ですので、我々は本当に自分たちの国を守りながらどう国際情勢を、情報を得ながら見守っていかなきゃいけないのかな、そんなふうに思うのであります。

これで、第1項目めの質問は終わらせていただきまして、2番目が私立高等学校等就学支援金の充実についてであります。

今コロナ禍で、ただでさえ厳しい状況の中で、ウクライナの問題で物価が

上がり始め、家計を圧迫しているということでもあります。

そんな中、どこの家庭でも始末できるものは始末して、歯を食いしばって頑張っておるということではないでしょうか。けれど、始末できないのは、子どもの教育費であります。お父さんの晩酌の量を減らしても、子どもにしわ寄せをさせてはいけない、これが子どもを持つ親の思いではないでしょうか。

人づくりは国づくり、地域づくりの基礎、教育はその一丁目一番地、こういうことでもあります。子どもたちには、公立私立に関係なく、本当に行きたい学校で学ぶことができる教育環境をつくっていくことが非常に重要であると思っております。

県も、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会で教育関係者の代表者が議論を重ねて、会議の中で公私の数合わせの議論ではなくて、全国に誇れるような三重の高校教育を公私が協力して目指すというような議論がありました。

国は、令和2年度から、私立高校の就学支援金上限額を大幅に引き上げました。1世帯年収590万円の世帯は実質無償化となると。それによって、行ける学校から行きたい学校へ進むことができる一歩となったということは、もう御説明のとおりであります。

しかし、年収590万円から910万円未満のところ、このゾーンで私立に行かせている保護者の負担が増しているんじゃないか、こんなふうに行っているところでもあります。

全国35の都道府県で子どもたちを支援するための保護者世帯の給付制限を緩和して、県独自で690万円とか790万円の世帯にまで引き上げる。こうした負担を軽くしようという施策を展開している県もあるわけであります。

三重県は、我々の会派の山崎議員の質問への答弁にもありましたけど、国に対して制度の拡大について要望していくことを言われていましたけれども、ここは、三重県独自の就学支援金を設置することが将来の三重県づくりにつながって、地元の三重県への定着につながる、こんなふうに思いま

すけど、いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 三重県の私立学校でありますけれども、県内の公教育の一翼を担ってもらっていて、非常に重要な役割を果たしていただいていると思います。

私も三重県の私立学校で学んだ人間でございまして、おとといには、その学校の150周年の記念式典にも出席いたしました。

令和2年度から、議員御指摘のように、高等学校等就学支援金制度の充実、これは三重県でも行いましたけれども、国が制度充実を図ってくれまして、制度の改正前と比べますと、県内の私立高等学校への入学者の面などで、支給の上限額の引上げによる効果が現れてきておるところでございまして。

また、三重県では、私立高等学校等振興補助金の制度を活用しまして、生徒1人当たりの補助単価の増額にも取り組んできております。これに関しては、私立学校からも非常に喜ばれておると承知しております。

また、高等学校等就学支援金制度のさらなる拡充も必要であるということで、山崎議員へもお答え申し上げたところでございますけれども、これはその都度、国へ要望させていただいているところでございます。

また、今、国におきましては、大学をはじめとしました高等教育の修学支援新制度の対象拡大等ということについて検討がなされておるものと承知しております。

そうした動きなども見ながら、私立学校で学びたいと今希望する子どもたちが希望どおり学べるように、あるいは、保護者の経済的負担の軽減ができるように、学びの機会の提供がしっかりとできるように、必要な支援に取り組んでいきたいと考えておるところでございまして。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

国も新制度を検討していると、そういうところへも要望していくということでありますから、実現するように、県当局としても精いっぱい頑張ってい

ただきたいな、そんなふう思うわけでありませう。

中部圏を見ても、愛知県、静岡県、財政の規模が少し違うかも分かりませんが、おおよそ年収700万円までは無償化と。三重県と同じ規模ですと、福島県とか栃木県、群馬県、岡山県、熊本県、鹿児島県で、上乘せ支援を行っておるといふことも聞いております。

それから、これからどうなっていくか分かりませう。県立大学を建設云々といふことで議論が進んでいくかも分からないし、また、建設断念という結果になるかも分からないけれども、私は個人的な意見であります、県立大学といふのは、中長期の課題として、今、三重県で学び、三重県で就職し、三重県に定住してもらうには、県立大学よりも、私学に通う生徒たちに精いっぱい支援をするほうが、三重県への定着の近道ではないかな。県が県立大学をつくることによつて、三重県で学び、三重県で育ち、三重県で就職するといふようなストーリーがあるかも分からないけれども、それはそれとして、私学に通う子どもたちへの支援をお願いしたいといふことであります。

国づくり、地域づくり、何よりも大事な人づくりに一見県政はかじを切つた、こんなふう理解をしている1人でありませう。どうぞよろしく願ひいたしたいと思ひませう。

最後になりますけれども、農林水産部長に願ひしたんですが、3番と4番、別々に私、通告してありますけれども、これを併せて願ひしたいと思ひませう。

藻場減少への対応と、あと黒潮大蛇行の影響と調査、それに真珠振興についてといふことで、今から質問させていただきたいと思ひませう。

漁業は、昔から地域の最大の産業として、それぞれの地域を支え、発展をさせてきた、こつうことであります。

志摩では、遠洋漁船はなくなりましたが、以前は、アフリカのケープタウンを抜けて、地中海までマグロを追つていたといふ漁師の話も聞いてあります。

今は、近海漁業中心で、カツオを中心として、アジやサバやブリやイワシ、

こういう魚種の漁をしているのであります。しかし、残念ながら、後継者不足と沿岸漁業、特に磯の海女漁の藻場が消滅しているという状況であります。

沿岸漁業のメッカと言われております志摩半島の磯が大変なことになっておるといことは前から言われております。特に、そういった藻を餌とするアワビとかサザエとか、そういった貝が、餌がないことによって漁獲高も当然少なくなっておるわけであります。

今、海の中で何が起きているんだろう、こういうことを海女たちも漁師の方々も思っておりますし、私も、海の中で、何か異変が起きているのかな、こんなことを思っておる1人であります。どうやって、その失われつつある藻場の再生を、県は検討しながら調査してもらっているのか、こういうことをお聞きしたいと思います。

また、黒潮の大蛇行でありますけれども、起死回生策、これをやれば大蛇行が防げるというようなことはありません。海流の話ですから、ないんですけども、今まで見たこともないような青い魚や緑の魚が上がってくると、また、北海道ではブリも上がると、こういうような状況の中で、海は高水温化しておるといことはもう確かであります。漁業環境に大きな影響を及ぼす、そんな黒潮大蛇行について、県の調査を教えてくださいたいと思います。

それから、あと真珠振興です。

真珠も、今までもう何度となく感染症にやられてきました。特に、ヘテロカプサという感染症で、養殖業者の人たちがもう大打撃を被ったと。そのときに、県も一生懸命になって稚貝を生産試験場だとか研究所で作ってくれました。だけど、養殖業者の方々には、県と一緒にそれを使つてというようなことではなくて、中国の貝とアコヤガイとを掛け合わせたハーフの貝に、みんなそこで走ってしまった。

初めは、ああ、いいよね、この貝、強いねということだったんですが、二、三年すると、出来上がるその真珠のきめが粗いとかね、そういうようなことが言われ始めました。

やっぱり本来の三重で育ったアコヤガイに核入れして、いい真珠を作つて

いく、これが一番大事だ、それによって、滑らかな品のあるアコヤガイができてくる、こんなふうに私も思っておりますが、県当局に、病気に強い国産の貝をどう確保していくかということをお部長から説明してもらえばな、そんなふうに思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、藻場減少への対応、黒潮大蛇行の影響と調査、真珠振興の3点についてお答えいたします。

昨年度、鳥羽市以南の海域において実施した調査から、藻場の分布面積は、平成22年度の前回調査と比べて約5分の1に減少していることが確認されました。藻場の減少には、黒潮大蛇行の影響による海水温の上昇、栄養塩類の低下、魚類による食害の増加など複合的な要因が影響していると考えられています。

このため、本年度は、特に藻場の減少が著しい志摩半島沿岸において、昨年度から三重大学と共同で実施している海藻の生育状況や生育環境のモニタリング調査を継続するとともに、アイゴやブダイの魚類による食害対策として、海藻を保護する籠の設置効果の検証に取り組みます。

また、志摩市と連携し、志摩半島沿岸における藻場の減少に伴う漁獲量への影響を調査するとともに、食害生物の効果的な駆除方法の検討や漁業者の駆除活動に対する支援に取り組みます。

あわせて、有識者、漁業関係者、関係市町の意見を踏まえ、現存する藻場の分布状況や生育環境から藻場形成が期待される五つの工区において、新たに藻場造成に着手します。

また、本県海域では、黒潮大蛇行に伴う高水温化、潮位の上昇、沿岸域における潮流の変化により、カツオやマグロの漁場の変化、アコヤガイやカキの大量へい死、ノリの生育不良、定置網の漁具破損による操業への支障など、県内漁業への影響が長期化しております。

県では、黒潮大蛇行に関する最新の状況をモニタリングするため、水産研究所において、人工衛星画像を用いた広域的な海水温分布の分析、調査船や

浮魚礁に設置したセンサーによる海水温や塩分濃度等の観測、国や太平洋沿岸の各都県との観測データの共有などを実施し、得られたデータを総合的に解析することで、黒潮大蛇行の状況把握や今後の動向を予測しています。

こうして得られた情報は、水産研究所のホームページやSNSにより漁業者へ情報提供し、積極的に活用いただいていると聞いております。

また、海水温や潮位の情報についても、ICTブイによる観測結果をリアルタイムで配信しているところです。

さらに、漁業者を対象とした研修会を通じて、丁寧な説明を行うとともに、カツオやマグロ漁場の効率的な探索、高水温化や潮位の変動などに応じた養殖管理方法、定置網の漁具破損防止策など、漁業種類に応じた対策に関する指導助言を行っています。

真珠養殖業では、令和元年度から国内の養殖漁場で稚貝を中心にアコヤガイの大量へい死が発生しています。

稚貝を1年から2年程度育成し、真珠の核入れに用いる母貝については、これまで大部分を県外産に依存してきましたが、へい死の影響から調達が難しくなっており、県内における母貝の安定生産が急務となっております。

こうした状況を踏まえ、養殖業者から、稚貝のへい死対策や高水温に強い稚貝の品種開発など、県内における真珠母貝の生産体制の強化が求められています。

県では、これまで稚貝のへい死対策として、陸上水槽を用いた大型稚貝の生産と配布、ICTブイによる海水温等の環境情報のリアルタイム発信、養殖業者に注意喚起を促す三重県版アコヤタイムラインの運用に取り組んでいます。

今年度からは、へい死対策の取組に加え、アコヤガイの系統保存と選抜育種による稚貝の品種開発、英虞湾以外の漁場における真珠母貝生産の実証実験を進めていきます。

今後も引き続き関係者と連携してこれらの取組を進めることで、本県沿岸漁業と真珠養殖業の振興につなげてまいります。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

黒潮大蛇行等については、情報提供をしっかりとホームページ等で充実させていくということでお願いしたいと思います。

それから、真珠なんですけれども、ちょうど令和元年から令和2年にかけて、部長よく御存じの外套膜萎縮症という、真珠のびびびびーとしておる外側が萎縮しちゃって貝を締めつけて死んじゃうというような感染症が出て、それによって養殖業者の方々も大変な被害を受けたということでもあります。

それに、先ほど言った母貝、稚貝がなかなか入手できない、これは今まで、どちらかといえば志摩の業者の方々は、母貝を愛媛県から買っていたんですね。ところが、愛媛県も感染症でやられて、よその県に出すことはまかりならんというようなことが、今現実にあるみたいです。

それによって貝が不足して、今、これから夏場にかけて書き入れ、もう一番の最盛期ですけれども、貝が不足してどうなっていくのかなという懸念もあるわけでありまして、これから海の環境をしっかりとやるということと同時に、母貝、稚貝をどう確保していくかということが、県に課せられたということではないですけれども、県の尽力をいただきながら、これから真珠養殖が三重県のまさに地場産業、全国に誇れる地場の産業の一つでありますから、これから我々地元の議員として、精いっぱい応援していかなきゃいけないのかなと思っておるところであります。

地方議会、県議会で国際情勢について、初めはいかがなもんかなと思っていましたけど、知事提案で国際情勢について思い切り踏み込んで表現していただいておりますので、私も意を強くしながら、今日は発言をさせていただきました。

今まで長く議員をしておりますが、こういった国際情勢について質問するのは初めてであります、いいときに一見さんが知事として登場してもうたな、本当に今日はいいい時間を過ごさせていただいたということでもあります。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（藤田宜三） お諮りいたします。明15日は、休会といたしたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明15日は休会とすることに決定い
たしました。

6月16日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時19分散会